日本大調和会

組織統治規約

全十二章 百八十四条 別表及び附則

第1.134版 統合改訂審議案（会員条項修正案）

皇紀2686年 令和8（2026）年11月7日

本規約は、日本大調和会の基本文章に掲げる理念を、権限、手続、責任、監査及び救済へ具体化する。全国大会を最高意思決定機関とし、全国本部、都道府県連及び地域政党の三層で責任を分担する。

中今に立って受け継いだものと未来への責任を引き受け、清明心を正確な記録、誠実な説明及び誤りを改める行為へ移す。異論を残し、判断と執行を検証し、必要な救済を保障する。

第1.134版（令和8年11月1日）の会員条項修正案である。会費の納付方法、寄付サポーター及び投票資格を定め、式部局長・次長の初回会員選挙を結党一周年に行う。結党大会及びその初回地方代表選挙には従来の在籍要件を適用する。各案は所定の採択を要し、施行日及び提出用規約原案との適用関係は採択議決に明示する。

関連する権限責任表、数値基準及び下位規程は、別冊「関連運用規程集 第1.134版対応案」に収録する。

目次

第1章　総則……3

第2章　会員……5

第3章　三層組織と本部一元財政……8

第4章　全国大会・地方代表会議・統治体制……11

第5章　会長・全国理事会・政策統治……14

第6章　独立機関・会員参加・救済……18

第7章　候補者公認・支援・組織形成……23

第8章　会員情報・会計・資産……27

第9章　党七役・式部局・会長・党七役会議……32

第10章　規約改正・合併・解散……40

第11章　創設期の経過措置……42

第12章　持続可能性・縮退・再編・実装検証……45

別表第一　会員・公認・財政・情報終了・評価の数値基準……50

別表第二　候補者公認審査基準……53

別表第三　党内選挙・特別投票・二経路共同発議・式部局リコール基準……55

附則……58

第1章　総則

第1条　名称

本会は、日本大調和会と称する。

第2条　目的

本会は、基本文章に定める日本大調和、立憲公徳民主主義及びシラスの統治精神に基づき、国民参加によって日本の自主独立、国民の安寧及び未来世代への継承を実現することを目的とする。

本会は、中今を、受け継いだ命と歴史、未来への責任を現在の判断と行いに引き受ける立ち位置として学ぶ。先人から将来世代へつながる縦の軸と、自己、他者、地域、社会及び自然を結ぶ横の軸の双方を、政策及び組織運営の判断に反映する。

清明心とは、清く明るく、偽りのない、まことの心をいう。本会はこれを、自省、誠実、公徳、正確な記録及び誤りを改める責任として実践する。中和とは、異なる立場と真実を持つ人々が、事実を共有し、それぞれの尊厳を保って共に働ける関係をいう。これらの語は本会の実践原理であり、特定の信仰、宗教的境地又は個人の内心を審査する要件としない。

第3条　基本文章と規範体系

基本文章は、前文、第一部「理念と統治原理」（第一章及び第二章）、第二部「五つの歴史的使命」（第三章）、第三部「日本大調和会の実践と責任」（第四章）及び後文から成る。本規約は、その理念を権限、手続、責任、監査及び救済へ具体化する。

本規約の別表及び附則は本規約の一部とし、下位規程、政策、公約及び年度計画は基本文章及び本規約に適合させる。基本文章と本規約の抵触が疑われる場合は、所定の機関が理由と新旧対照を示して整合させる。理念の抽象的解釈だけで、議決権、任期、処分要件又は救済手続を変更してはならない。

日本大調和義解、Q&A及び図解は、基本文章の理解と運用を助ける解説資料とする。解説資料の改訂だけで本規約を変更することはできない。著者の私記は基本文章及び会員に適用する規範に含めない。

第4条　主たる事務所

本会の主たる事務所は日本国内に置く。所在地は全国理事会が決定し、法令に従って届け出る。

第5条　法令との関係

本会は日本国憲法、法律、命令その他適用される法令を守る。本規約及び下位規程は法令に反して適用しない。法令が許す範囲で、本会がより厳格な行動基準、資金受入基準又は情報保護基準を定めることを妨げない。

本会の政策として提案する将来の制度、党内の会員資格又は公認基準と、現行法上の権利義務及び公職の資格を区別する。政策の提案だけで現行法上の権利を変更したものと扱わない。

第6条　用語

本規約で「投票資格会員」とは、第十五条の要件を満たす一般会員又は特別会員をいう。「地域政党」とは、本会の都道府県連に所属して地域政策及び地域活動を自治的に担う内部組織をいい、別個の党籍又は独立した全国政党を意味しない。

第7条　会計年度

本会の会計年度は毎年一月一日から十二月三十一日までとする。創設年度の取扱いは附則に定める。

第8条　正本・公示・保存

規約の編集正本、公開正本及び保存正本を一組として管理し、文書識別番号、版番号、決定日、施行日、決定機関、管理責任者及びハッシュ値を付す。党内式部局が正本を管理する。

審議中の案には案であることと作成日を表示し、未決定の決定日及び施行日を補って表示してはならない。正本の変更は権限ある機関の議決に基づき、旧版、変更理由、新旧対照及び公示記録を保存する。式部局による編集管理は、実質的な規範変更を決定する権限を含まない。

第2章　会員

第9条　会員区分

会員区分は、賛同会員、一般会員及び特別会員の三つとする。すべての会員は日本大調和会そのものに所属する。

第10条　賛同会員

賛同会員は、会費を求めない政治参加の入口とする。満十八歳以上で本会の理念又は政策に賛同し、簡易登録を終えた者とする。国籍を一律の登録要件とはしないが、党内選挙、議決、候補者推薦、公認、人事、県連・地域政党役員及び保護情報には関与しない。

第11条　一般会員

一般会員は、満十八歳以上の日本国民で、本人確認、基礎研修、他の国政政党の党籍確認及び会費納入を終えた者とする。投票資格を得た後、一人一票で本会の意思決定に参加する。

第12条　特別会員

特別会員は一般会員の資格を持ち、所定の研修、誓約、利益相反申告及び年度登録を終えた者とする。一般会員と同じ一票を持ち、支部運営、会計、人材育成及び候補者育成等の責任を追加して担う。

第13条　日本国籍・本人性・他党党籍の確認

一般会員及び特別会員の本人性と日本国籍は、目的に応じて区別して確認する。公的個人認証その他の本人確認手段だけで日本国籍を確認したものと扱わず、日本国籍を確認できる適切な公的資料を用いる。必要な資料、確認者、閲覧範囲及び保存期限は会員情報管理細則に定め、目的に不要な家族情報、本籍その他の情報を取得しない。

他の国政政党の党籍を持つ者は、一般会員又は特別会員となることができない。確認の結果に誤りがあるとする者には、理由の通知、訂正の機会及び独立した異議申立てを保障する。

第14条　入会と登録

入会は本人の自由な意思による申込み、制度説明、必要な確認及び会費納入によって成立する。名義貸し、一括入会、第三者による会費立替えその他、本人の自由意思を損なう方法を認めない。

第15条　投票資格

一般会員又は特別会員として、当該選挙又は投票の基準日に引き続き一年以上在籍し、本人確認、基礎研修及び会費納入を終え、資格が有効な者を投票資格会員とする。両区分間の変更によって在籍期間は中断しない。会費の前納によって在籍期間を繰り上げない。

第三十八条の結党大会及びその手続に含まれる初回地方代表選挙に限り、前段の「一年」を「三か月」とする。その他の資格要件は同じとする。基準日は別表第一による。

第16条　地域所属と全国所属

会員は一つの都道府県連への地域所属又は全国所属を選ぶ。全国所属の投票資格会員は全国の意思決定に参加できるが、地域専管事項には参加しない。地域所属の変更後は別表第一の待機期間を経る。

第17条　会員の権利

会員は、資格に応じて情報を受け取り、政策を提案し、質問し、異論を述べ、通報し、異議を申し立て、党内選挙へ参加し、役職へ立候補し、自らの意思で退会する権利を持つ。権利を制限する時は根拠、事実、範囲、期間及び救済方法を示す。一般会員及び特別会員は在籍期間にかかわらず、入会後から政策を提案し、質問し、参加資格を有する協議会で発言することができる。

信仰、内心又は理念への理解の深さを推測して不利益を与えてはならない。意見、提案、事実の指摘及び誠実な通報は、その内容が多数意見と異なることだけを理由として制限しない。保護情報の取扱いその他の義務違反の有無は、具体的な行為と規範に照らして判断する。

第18条　会員の責任

会員は法令と規約を守り、他者の尊厳、会計、個人情報、保護情報及び党の資産を適切に扱う。事実、自らの意見及び党の正式方針を区別し、誤りを知った時は訂正する。

第19条　会費と寄附

賛同会員の会費は零円とし、一般会員及び特別会員の会費は別表第一に定める。一般会員及び特別会員は、カードによる毎月の自動決済又は本会の指定口座への十二か月分の一括振込を選択できる。

月払いは、決済一件ごとの定額利用料の実費を会員が負担し、決済額に応じて生じる料率分は本会が負担する。一括振込の振込手数料は振込人の負担とする。本会は申込前に会費、利用料及び請求総額を区別して表示し、変更時は適用前に通知する。退会又は区分変更時の前納分の精算は細則に定め、支払前に示す。

本会に単発又は継続して個人寄附を行う者を「寄付サポーター」と呼ぶ。入会を要せず、寄附の金額、回数又は継続期間を理由に会員資格、投票権又は議決権を付与しない。寄附は日本国民である個人が本人の自由な意思と本人資金によって行うものに限る。個人寄附は会費と分け、議決権、公認、人事、契約、資金配分及び役職選任から切り離す。

企業・団体献金及び外国人・外国法人その他法令上受領できない者又は外国資金を実質的な原資とする寄附を受けない。法令が一部を許容する場合であっても、本会は自己の基準として企業・団体献金を受けない。政治資金パーティーは第百十九条により禁止し、クラウドファンディングは第百二十条から第百二十四条まで及び会計規程に従い、本部の統一管理と公開の下で行う。減額、猶予及び免除は細則に定める。

第20条　退会・資格停止・資格喪失

退会は本人の意思表示が本部又は所定の窓口へ到達した時に成立する。死亡による会員資格の喪失、日本国籍喪失又は他の国政政党への入党による一般会員若しくは特別会員の資格の扱い、通知、猶予及び回復は細則に定める。

賛同会員に国籍を一律の要件としない第十条との区別を保つ。会員区分の変更は本人の意思を確認し、不利益な資格判断には根拠、確認された事実及び救済方法を通知する。

第21条　除名と適正手続

除名は、重大な法令違反、政治資金上の不正、暴力、重大なハラスメント、党資産・会員情報の不正利用、重要記録の偽造・隠匿その他、本規約及び倫理審査規程に具体的に定める重大行為に限る。独立した事実認定、代表機関の特別多数及び独立した不服審査を経て確定する。

根拠となる規定、具体的事実、資料の確認方法、弁明の機会及び不服申立ての方法を本人に示す。基本文章の抽象的な理念、異論の表明又は宗教的信条だけを独立の除名理由としない。

第22条　会員制度の年次検証

本会は毎年、会員数、所属、入退会、資格停止、選挙、提案、通報、異議、情報事故及び研修を個人を識別できない形で検証し、改善事項、責任者及び期限を示す。

第3章　三層組織と本部一元財政

第23条　一つの全国政党

本会は、全国に共通する一つの党籍、一つの基本文章及び一つの全国責任を持つ政治組織とする。地域組織は、全国本部、都道府県連、地域政党の三層を基本とする。都道府県連及び地域政党は別の党籍又は独立した会員資格を設けず、地域政党は独立した全国政党としての地位を持たない。

本規約上の全国政党としての組織方針と、各法令が定める政党の要件及び届出上の地位を区別する。法令上の資格、助成又は権利は、それぞれの要件を満たした場合に限り扱う。

第24条　都道府県連

都道府県ごとに「日本大調和会・〇〇県連」を基本名称とする都道府県連を置く。都道府県連は全国本部と地域政党を結ぶ地方統治の中核機関とし、都道府県政策、都道府県議会活動、知事選挙、都道府県議会議員選挙、県内選挙調整、県内人材育成、県内広報、県内予算案、地域政党の認証・育成・監督及び地域政党間の調整を担う。

第25条　地域政党

都道府県連の下に地域政党を置き、必要に応じて生活圏支部を置く。地域政党は住民相談、地域調査、政策、議会活動及び候補者育成を担う。政治団体として届出を行う場合の正式名称、代表者、会計責任者、口座、資産帰属、残余財産及び解散時の引継ぎは、法令、支部組織規程及び会計規程に定める。届出の有無は、本会規約上の内部組織である地位を変えない。

第26条　地域自治

都道府県連及び地域政党は、法令、基本文章、全国規約、全国公約並びに権限ある全国機関及び県連機関の適法な決定に適合する範囲で、それぞれの専管事項を自ら決める。地域自治は政策自治及び地域活動自治を中核とし、全国政党としての統一的な会計、情報管理、公認、法令順守及び基本規律から独立することを意味しない。

第27条　全国専管・地域専管・共同決定

基本理念、全国規約、憲法、外交、安全保障、国政、全国会計、全国選挙、共通情報基盤及び正式公認は全国専管とする。都道府県政策、都道府県議会活動、県内選挙調整及び地域政党間調整は県連専管とする。市町村政策、地域議会活動及び住民活動は地域政党専管とする。地方候補者推薦、重要地域予算及び特定地域へ重大な負担を生じさせる事項は共同決定とする。

第28条　地域組織の設置・認証・統合・休止・廃止

都道府県連及び地域政党の設置、認証、統合、休止、廃止及び引継ぎは、会員数、責任者、会計、監査、活動計画、地域代表性及び法令順守を確認して所定の機関が決定する。都道府県連は全国本部が、地域

政党は県連代表者会議が第一次判断を行い、全国本部が全国規約への適合を確認する。異議申立てを保障する。

第29条　十一ブロック協議会

全国十一ブロックにブロック協議会を置く。ブロック協議会は県連間の広域政策、比例選挙、候補者・応援、人材交流、研修及び広域広報を調整する協議機構であり、全国本部と県連の間の指揮命令階層ではない。県連を飛び越えて地域政党へ通常の指揮命令を行わない。

第30条　県連代表者会議

県連代表者会議は県連の最高合議機関とし、県連代表、副代表、幹事長、政調責任者、選対責任者、県連会員代表、各地域政党代表、県内所属国会議員及び都道府県議会議員を基本構成とする。市町村議会議員は原則として所属地域政党を通じて代表される。地域政党の自治、人事、予算その他重大な地域影響事項は、全体の所定多数に加え、出席地域政党代表の過半数を必要とする。

第31条　本部の指導監督権

全国本部は、一つの全国政治組織として基本文章、全国規約、全国公約、法令、会計、情報管理、選挙、公認及び全国的意思決定を統一して履行するため、都道府県連を指導監督する。報告要求、助言、指導、改善要求、是正命令、監査その他必要な措置を段階的に行う。地域政党への日常の指導監督は県連を通じて行うことを原則とする。

重大な法令違反、会計・情報事故、選挙上の重大な危険又は県連の機能不全等により回復困難な損害のおそれがある時は、全国本部が地域政党へ直接必要最小限の暫定措置を行うことができる。この場合、第六十二条の記録、七十二時間以内の報告、七日以内の追認、失効及び救済の定めを準用する。不利益措置には理由、根拠、範囲、期間及び異議申立方法を示す。

第32条　本部一元財政

会費、日本国民である個人からの寄附、法令に基づく公的助成、適正な事業収入及び第百二十条に基づくクラウドファンディングその他規約で認める収入は、本部が全体を把握し全国予算として管理する。企業・団体献金、外国関係資金及び政治資金パーティー収入を財源としない。県連及び地域政党の口座を置く場合も、全国会計基準、監査及び本部の統合方針に従う。

第33条　地域組織への予算配分

地域政党は事業計画と必要額を県連へ提出し、県連は県内の優先順位、会員数、人口、活動区域、選挙日程、候補者、政策事業、地域事情及び前年度実績を踏まえて県連予算案を作成する。本部は各県連案を全国予算案へ統合し、会長・党七役会議が調整し、全国大会の承認を受ける。成立した予算の範囲では県連及び地域政党に執行裁量を認める。

配分の検討では、地域間及び世代間の影響、前年度の決算と成果、維持すべき基盤、残る不利益及び緩和策を示す。採用しなかった案と主要な異論への応答を記録し、第百十四条から第百十六条までの決算・予算の検証及び第三十五条の独立した救済につなげる。

第34条　地域組織会計と監査

都道府県連及び地域政党は本部の会計基準に基づき、予算、支出、契約、資産及び証憑を記録し、地域監査及び全国監査を受ける。

第35条　予算配分への独立した異議審査

異論、質問、政策提案、党内選挙での選択又は内部での誠実な批判を理由として不利益な配分をしてはならない。県連及び地域政党は独立した予算配分異議審査会へ申し立てることができる。

第36条　党資産の帰属

会費、県連・地域政党資金、設備、公式アカウント、文書及び情報基盤は本会の組織として管理し、役員、議員、候補者その他の個人が私物化してはならない。政治団体として別途届出を行う地域組織の資金・資産の名義及び法的帰属は、適用法令、契約及び帳簿に従って明確にし、本部への管理情報の集約だけで移転したものと扱わない。

会員名簿その他の個人情報は、本人の権利を尊重し、特定した利用目的と権限の範囲で管理する。組織が管理する情報であることを理由として無制限の所有又は利用を認めず、第百五条以下及び会員情報管理細則に従う。

第 4 章　全国大会・地方代表会議・統治体制

第 37 条　全国大会

全国大会を本会の最高議決機関とする。基本文章の根本規範の改正、党の合併・解散、全国理事選任、全国予算の承認、決算及び監査報告の審議、独立機関委員の選任その他本規約に定める根本事項を扱う。独立した調査、異議審査及び本人の説明の手続は、最高議決機関の議決によっても省略しない。

第 38 条　全国大会の構成

全国大会は、投票資格会員が選ぶ代表、都道府県連の代表及び規約で定める職責上の構成員によって構成する。選出方法、配分、任期、補欠及び議決権は全国大会代表選出規程に定め、選挙の執行には選挙規程を適用する。代表名簿と議決権の有無を議案審議前に確定し、一人が複数の資格を持つ場合も議決権を重ねない。

最初の全国大会である結党大会の構成・資格確認・招集・初回手続管理及び後続の代表選挙は、全国大会代表選出規程第 15 条の一回限りの直接大会特則による。既に結党大会を終えた団体で、この特則を用いて代表構成又は創設期の期限を再設定しない。

第 39 条　通常全国大会の招集

通常全国大会は毎年一回、会長又は全国理事会が招集する。議題、資料及び決算・監査資料を原則として二十一日前までに示す。

第 40 条　全国大会の定足数と議決

全国大会は、構成員総数の過半数の出席で成立し、通常事項は出席議決権者の過半数で決める。可否同数は成立しない。基本文章の根本規範、合併・解散その他の根本事項は本規約及び別表第三の特別多数による。定足数の確認、除斥、賛成、反対、棄権及び無効を区分して記録する。秘密投票を行う事項では、個人の投票内容を特定する記録を作成しない。

第 41 条　臨時全国大会

党の存立、基本文章、指導部の正統性、重大な会計・倫理問題、党内統治の重大な機能不全又は核心的な約束に関し通常大会を待てない時は、所定の請求により臨時全国大会を招集する。第 79 条の共同発議が成立した時は、会長又は全国理事会が成立の日から六十日以内に開催する。招集手続が進まない時は、地方代表会議議長と監査委員長が共同して招集する。請求の成立日、開催日、議題、資料及び招集権者を公示し、招集拒否又は遅延への異議は異議審査会が扱う。第 175 条その他に短い開催期限がある時は、その期限を優先する。

第42条　地方代表会議

地方代表会議は、十一ブロック及び都道府県連から選出される地方代表、会員側代表その他規程で定める代表によって構成し、全国大会とともに地方の意思を全国統治へ反映する。十一ブロックは代表形成・広域調整の経路であり、県連の上級指揮機関ではない。

第43条　地方代表の選出

地方代表の選出方法、地域配分、会員側代表、欠員及び補欠は地方代表会議規程に定める。通常期の地方代表の任期は三年とし、補欠の任期は前任者の残任期間とする。全国大会代表の任期とは区別する。県連間の公平を確保し、議員数又は会員数の多い一地域だけで地方意思を独占できない構造とする。創設期その他客観的な小規模条件により通常配分を満たせない場合の暫定配分は、適用期間、議決権の重複排除、全国所属会員の代表経路及び通常配分への移行を地方代表会議規程に明記する。

第44条　地方代表会議の権限

地方代表会議は、会長が指名する副会長・前五役の確認、支部予算、地域影響案件、監査委員候補、規約改正その他、本規約に定める事項を扱う。

第45条　地方代表会議の招集と議決

地方代表会議は議長が原則として三か月に一回招集する。構成員の三分の一以上、会長、全国理事会、監査委員会又は認証都道府県連の三分の一以上の適式な請求がある時は十四日以内に開く。議長が招集手続を進めず期限内の開催が見込めない時は、請求者が互選する招集担当者が招集し、出席者の互選により当該会議の議長を定める。請求と代行の理由を記録し、招集手続の異議は異議審査会が扱う。

会議は、在任構成員総数の過半数が出席し、かつ認証都道府県連の過半数から一人以上ずつ出席することで成立する。除斥された者は当該案件の定足数と議決数の分母から除く。除斥を理由に認証県連そのものを地域出席要件の分母から外さず、必要な場合はあらかじめ定めた補欠手続を用いる。通常事項は出席議決権者の過半数で決め、可否同数は成立させず七日以内に再び論事する。オンライン出席、代理の禁止、秘密投票、議事録、欠員及び補欠の詳細は地方代表会議規程に定める。認証都道府県連が零である時に限り、全国所属会員枠から選出された構成員により会議を構成し、県連からの出席という要件は課さない。在任構成員の過半数という定足数、除斥、議決及び独立救済は維持する。

第46条　二重特別多数

基本文章の根本規範の改正、会長解任その他、全国大会と地方代表会議の双方に特別多数を求める事項は、同じ内容の議案について両機関がそれぞれ所定の賛成数を満たした時に成立する。一方の機関で実質的な修正をした時は、修正後の同一案について他方の議決を受ける。

本規約又は別表が在任者、構成員総数、投票資格会員総数、有効投票その他の分母を別に定める場合を除き、全国大会及び地方代表会議の特別多数の分母は、当該議案の議決権を持つ出席者とする。各機関の定足数を別に満たし、除斥者は議決の分母に含めない。必要賛成数、適用した分母及び集計結果を各機関別に記録する。

第 47 条　二つの統治体制

本会の統治体制を分ける党内基準は、政党助成法第二条に定める政党要件の充足とする。同要件を満たす前を合議理事期、満たした後を直接信任会長期とし、第 50 条の確認と移行手続を経て切り替える。判定には、適用時点の法令、所属国会議員及び該当選挙の公的な得票資料を用いる。要件を失った場合の移行も、任期と選挙権を尊重し、同条に従って行う。

第 48 条　合議理事期

合議理事期は、会員と都道府県連が五人の全国理事を選び、全国理事会が共同して党を支える。会長は全国理事会の中から選ぶ。

第 49 条　直接信任会長期

直接信任会長期は、会員票と都道府県連票によって会長を直接選び、会長候補者が示す政権準備会議及び政権構想を一体として信任する。

第 50 条　統治体制の移行

統治体制を切り替える時は、基準日、会員数、認証都道府県連数、所属議員、該当する法令上の要件と確認資料、移行日程、役職ごとの権限・任期及び経過措置を公示する。選挙管理委員会が選挙日程を示し、監査委員会が要件の充足と手続を確認する。要件の争いは原判断に関与しない異議審査会が扱う。移行を理由に現任者の任期、創設期の特別権限又は投票資格を当然に延長若しくは変更してはならず、選挙前に承認・公示された経過措置に従う。

第 51 条　議決と異論の記録

全国大会、地方代表会議及び全国理事会の議決には、議案と使用資料の版、出席者、定足数、議決権者、賛否と集計、除斥、判断理由、主要な異論とその取扱い、決定責任者、執行担当者、期限及び次回確認日を記録する。秘密投票では集計結果と手続を記録し、本人と投票内容を結び付けない。

重要事項では、比較した代替案、採用しなかった理由、現在と将来及び地域ごとの利益と負担、なお残る不利益、その軽減・救済策並びに見直し条件を同じ決定記録へ付す。原記録と修正履歴を式部局へ引き継ぎ、保護情報を除いて会員へ示す。非公開部分は根拠、範囲、責任者、期間及び再検討日を記録し、非公開判断への異議を保障する。異論が残ることを、議決未成立又は本人の不誠実の根拠としない。

第 52 条　根本的な行き詰まり

二重特別多数が一致しない時は、相違点、根拠、地域への影響、異論及び修正案を公開して合同論事と各機関の再議決を行う。なお決定が必要で他に適切な手続がない場合に限り、対象議案、行き詰まりの経過、投票を要する理由及び適用する別表第三の要件を事前に示し、同表の特別投票へ付す。この手続によって、本人の弁明・独立審査、会長解任の発議・代表機関承認・最終会員投票又は合併・解散に固有の手続を省略できない。

第5章　会長・全国理事会・政策統治

第53条　会長

会長は本会の最高代表者であり、政治的方向を示し、確定した方針の実行、組織運営、国民への説明及び結果について第一義的な責任を負う。会長は基本方針提示権、議案提出権、執行統率権、主要役員人事の発議権、重要事項について一回限りの再議要求権及び第62条に基づく緊急時の暫定措置権を持つ。ただし、他機関の専管権限を代行せず、全国大会その他本規約上の決定権を持つ機関の適法な決定に従う。権限の委任は、受任者、範囲、期限及び報告先を記録し、会長の説明責任を消滅させない。

第54条　副会長

副会長は一人又は二人を置くことができる。会長が指名し、地方代表会議の確認を経て、会長・党七役会議の承認を受けて任命する。候補者の担当範囲、適格性及び利益相反を審査資料へ示す。任期及び解任並びに初回任命又は同時欠員時の承認は第138条の前五役に関する手続を準用し、本人の弁明及び独立した異議を保障する。二人を置く時は職務代行順位を明らかにし、会長の欠員又は職務不能時には第61条に従う。

第55条　全国理事会

全国理事会は五人を基本とし、合議理事期の共同執行、全国方針、予算、公認方針、県連認証及び会長の監督を担う。通常の全国理事の任期は三年とする。創設理事は第十一章の経過措置に従い、通常統治移行後は通常の全国理事選挙による信任を必要とする。予算、公認、会員資格及び独立審査について他機関に定められた最終決定権を代行しない。

第56条　全国理事の選挙

全国理事は、会員票と都道府県連票をそれぞれ五十の価値とする順位選択式単記移譲投票により五人を選ぶ。成立には投票資格会員の三分の一以上の投票及び認証都道府県連の過半数の有効参加を要する。会員有効票又は県連有効票が零の場合は成立せず、一方の価値を百へ引き上げない。当選基数、最小整数票価、現在票価比例の余剰移譲、端数、同順位・同数、無効・白票・棄権・移譲不能、残余当選、信任投票及び再集計は、選挙規程の計算付表Aによる。同付表と模擬例は全国大会が最初の適用選挙の告示前に採択し、告示後は変更しない。計算過程は秘密投票を保護しつつ第三者が再計算できる形で保存する。

第57条　全国理事会の定足数・議決・欠員

全国理事会は在任者の三分の二以上の出席で成立し、通常事項は出席議決権者の過半数で決める。利益相反による除斥、可否同数及び欠員を記録し、可否同数は成立させない。除斥者は当該案件の定足数及び議決の分母から除くが、会議が成立しない時又は判断者が一人だけとなる時に、会長又は一人の理事が理事会の最終決定を代行してはならない。欠員、補充、暫定職務停止及び解任は選挙規程と倫理審査規程に定める。欠員を理由に任期を延長せず、緊急の保全には第62条を適用する。

第 58 条　合議理事期の会長選出

合議理事期の会長は全国理事会がその構成員の中から選ぶ。任期は全国理事の任期を超えない。

第 59 条　直接信任会長期の会長選挙

直接信任会長期の会長の任期は三年とし、投票資格会員と都道府県連の票をそれぞれ五十の価値へ正規化して選ぶ。成立には投票資格会員の三分の一以上の投票及び認証都道府県連の過半数の有効参加を要する。総得票価値百の過半数を得る者がいない時は上位二人の決選投票を行う。会員有効票又は県連有効票が零の場合、一方の価値を百へ振り替えない。県連の有効参加は別表第三に従い、分母、白票・無効・棄権、同数、決選投票、信任投票及び再集計は選挙規程の計算付表 A による。同付表は第 56 条と同じ採択・公示手続により固定する。

第 60 条　会長候補者

会長候補者は、政治的進路、党運営方針、主要政策、政権準備会議及び就任後百日の優先事項を示す。候補資格、推薦及び公開討論は選挙規程に定める。

第 61 条　会長の辞任・職務不能・解任

会長の欠員又は職務不能時は、副会長、幹事長、総務会長、政調会長の順に代行する。副会長が二人の時は第 54 条の順位による。代行の原因、確認資料、開始日、権限及び終了条件を記録し、単なる政策対立を職務不能と認定してはならない。代行者は日常事務及び必要な保全を担い、会長選挙又は職務復帰の手続を遅延させず、代行を理由として任期又は専管権限を拡張しない。

会長解任は、会長本人を除く会長・党七役会議の在任議決権者三分の二以上で発議し、対象行為、適用規定及び根拠資料を示して、独立した倫理審査と本人の十分な説明を経る。その上で、地方代表会議及び全国大会の双方でそれぞれ三分の二以上の賛成を必要とする。直接信任会長期には、さらに直接・秘密の会員特別投票を行い、投票資格会員の三分の一以上が投票し、有効投票の五分の三以上、かつ全投票資格会員の五分の一以上が解任に賛成した時に解任する。この最終投票は会員投票であり、県連票との正規化又は県連側の成立要件を適用しない。本人の意見と主要な異論を記録し、手続上の異議は原判断に関与しない審査機関が扱う。

重大な法令違反、情報・資産の毀損その他緊急に職務を止めなければ回復困難な損害が生じる場合は、会長を除く会長・党七役会議の在任議決権者の四分の三以上で最長三十日の暫定職務停止を決定できる。具体的な危険、理由、範囲、開始日、終了日及び異議の方法を本人へ通知する。停止は最終解任の認定を先取りせず、異議審査会は急を要する申立てと必要な保護を優先して扱う。期間内に最終解任手続が成立しない時は職務に復帰する。同一事実について停止を更新又は反復して三十日の上限を迂回してはならず、下位規程の一般的な延長条項は適用しない。

第 62 条　緊急時の決断

災害、重大な情報事故、選挙又は法令上の期限により通常手続を待てず、回復困難な損害を防ぐ必要がある時は、会長が必要最小限の暫定措置をとることができる。措置の法令・規約上の根拠、具体的な危険、通常手続を待てない理由、対象、範囲、費用、担当者、開始時点、期限及び終了条件を記録する。

措置開始から七十二時間以内に会長・党七役会議へ報告し、七日以内に追認を受ける。利害関係者は追認判断から除斥する。

期限内に追認されない時又は追認が否決された時は、当該措置は当然に失効し、未実施部分を停止する。既に生じた不利益には、権限回復、アクセス回復、返還、訂正その他必要な回復措置を講じる。外部との契約、支払及び法令上の義務の処理は別途適法に行い、失効だけで消滅したものと扱わない。同じ事情を名目に措置を反復して追認又は期限を迂回してはならない。

大会専決事項、会長又は全国理事の任期変更、合併及び解散は緊急権限の対象としない。独立機関の判断を代行し、証拠を廃棄し、又は異議申立てを封じるために用いてはならない。対象者には理由と異議の方法を通知し、異議審査会は緊急審査及び必要な執行停止を行う。式部局が経過を保存し、監査委員会は追認、費用、残存する不利益及び是正を事後確認する。

第63条　総務会

総務会は、重要政策、法案、党議拘束、他党連携、規約運用及び全党に関わる政治的合意を形成する。

第64条　政策調査会

政策調査会は、地域提案、現場の事実、法令、財源、影響及び反対論を検討し、政策案、法案及び公約案を決定する。確認された事実、推計、仮定及び価値判断を区分し、出典と基準日を示す。現状維持を含む代替案を比較し、優先した価値、採否の理由、現在と将来及び地域・世代ごとの利益と負担、残る不利益、緩和・救済策並びに見直し条件を付す。平均的な改善だけで特定の人々又は地域に集中する損失を消してはならない。

第65条　政策担当部

政策分野ごとに政策担当部を置く。組織が小さい期間は関連分野を統合し、一人が複数分野を兼務する時は担当範囲と利益相反を示す。

第66条　政策決定と再審議

政策調査会が決定した案を総務会が基本文章、公約、地域影響及び他政策との整合から確認し、その確認をもって本会の政策決定とする。ただし、基本文章・規約の改正、予算その他別の機関に決定権が定められている事項は、その議決を要する。確認又は差戻しの理由、決定機関、執行責任者、予算、期限及び検証指標を記録し、所定の決定後に実施する。会長は理由を示して一度だけ再審議を求めることができる。再審議後も異論を記録し、重大な新事実又は手続違反の救済は第83条その他の手続による。

基本文章が初期工程を定める制度案については、責任者を定めて制度設計に着手した日を記録し、九十日以内に目的、対象、指標案及び資料の不足を、利害関係のない外部専門家の検証を経て百八十日以内に算定条件、基準値、代替案、費用、権利及び暮らしへの影響を公表する。その年度内に本会の権限と予算で行える試行の可否を決定する。資料不足の場合は理由、追加調査、次の判断日及び責任者を示し、未測定を実績と扱わない。国又は自治体の事業として行う部分は、必要な法令と議会の議決を経る。

第67条　政権準備会議

会長候補者は、誰と国政を担い、どの政策をどの順序で進めるかを示す政権準備会議を公表する。議員を基本とし、専門性を持つ民間人を所定の範囲で登用できる。

第68条　国政運営協議会

会長と首班候補又は内閣総理大臣の間に国政運営協議会を置き、党の公約と政府方針、国会、予算、重要法案、外交・安全保障及び連立協議を調整する。協議の合意、留保、異論、実施主体及び公表範囲を記録する。党の基本方針又は公約を変更する合意は、本規約上の決定権を持つ機関へ付し、協議会だけで確定しない。国会、内閣その他公的機関の法令上の権限と手続を党内協議によって代替しない。

第69条　人から制度への引継ぎ

会長、全国理事、副会長、党七役、政策責任者及び地域代表が交代する時は、政策、議決、契約、会計、資産、会員情報、アカウント、係争及び期限を正式に引き継ぐ。決定済み、未了、未達、異論、監査指摘、救済、情報保護及び次回判断を区分した引継書を作成し、引渡者と受領者が確認する。式部局が正本と履歴を保存し、必要な監査を受ける。担当者の交代や年度更新をもって未履行、期限又は説明責任を消してはならず、改める時は権限ある機関が理由と新期限を記録する。

第 6 章　独立機関・会員参加・救済

第 70 条　監査委員会

監査委員会は執行部から独立して、全国会計、資金配分、主要契約、法令・規約適合、内部統制、利益相反及び情報管理を監査する。職務上必要な原資料、議決及び操作記録を確認し、閲覧の目的と範囲を記録する。監査の対象、方法、結論又は公表を、対象機関の承認に従属させない。指摘には是正責任者、回答期限、実施期限及び再確認日を定め、未履行と監査できなかった範囲も全国大会及び地方代表会議へ報告する。処分及び公認の採否は各所管機関が所定の手続で判断する。

第 71 条　倫理審査委員会

倫理審査委員会は、重大な規律違反、ハラスメント、利益相反及び職務上の背信について、通報その他の具体的な情報に基づき調査し、最初の事実認定と処分勧告を行う。対象者へ対象行為、適用規定、主要証拠及び想定される措置を示し、十分な弁明と資料提出の機会を保障する。通報者と関係者の安全を守り、調査担当、判断担当及び不服審査担当を同一案件で分離する。信仰、内心又は精神的な到達度を処分基準とせず、確認された行為、権限、損害及び規約上の要件に基づいて判断する。

第 72 条　異議審査会

異議審査会は、倫理処分、会員資格、支部処分、公認、情報非公開、会員参画局の取扱い及びその他の手続上の判断への不服を審査する。選挙異議と予算配分異議は、第 74 条及び第 75 条の専管機関が扱う。原判断の起案、調査、審査、採決又は執行に関与した者及び利害関係者は参加できない。

別に定める場合を除き、申立ては決定の通知又は事実を知った日から十四日以内とし、正当な理由、情報隠匿又は継続する権利侵害がある場合は期間経過後も受理できる。受理から原則三十日以内、緊急案件は七日以内に判断し、期間内に判断できない時は理由、新たな期限及び暫定措置を本人へ通知する。

異議審査会は原記録を調べ、双方の説明・反論を経て、維持、変更、取消し、差戻し又は再手続を決定できる。回復困難な損害を防ぐため必要な執行停止又は保護措置を行い、裁決には理由、救済の内容、履行責任者及び期限を示す。元の判断機関は裁決に従い、未履行は監査委員会及び全国大会へ報告する。

第 73 条　選挙管理委員会

選挙管理委員会は、会長、全国理事、地域代表、会員代表及び式部局長・次長の選挙並びに特別投票を公正に執行する。候補者、推薦責任者、選挙運動責任者及び利害関係者を当該選挙の管理から除き、資格、名簿、投票方式、集計、異議期限及び障害時の代替方法を告示時に示す。本人確認と投票内容を分離し、計算記録の保存と独立した異議審査に必要な資料提供を行う。

第 74 条　選挙異議審査会

選挙異議審査会は、候補資格、投票資格、名簿、投票、開票、無効票及び選挙結果への異議を審査し、再集計、再投票又は選挙のやり直しを決定できる。選挙の原判断又は管理に関与した者は当該審査に参加しない。申立て、審査及び通知の期限は、第 72 条を基本とし、選挙の段階に応じた必要な期限を選

挙規程に定め、告示前に公表する。候補資格又は投票資格の行使が失われるおそれのある案件は、当該期限までに暫定判断を行う。結果に影響する違反の有無、対象範囲及び救済を理由とともに示し、軽微な瑕疵だけで選挙全体を無効にしない。

第 75 条　予算配分異議審査会

予算配分異議審査会は執行部と財務部門から独立し、支部への配分基準、計算、理由及び異論を理由とする不利益の有無を審査する。申立ては配分通知から十四日以内、判断は受理から三十日以内とし、別表第一に従う。原配分の起案・審査・決定に関与した者を除斥し、必要な記録を調べ、維持、再計算、変更又は理由を付した再決定を命じる。審査中の安全、会計、情報保護及び最低限の組織活動に必要な措置を確保し、申立て自体を理由に配分を停止又は減額してはならない。

第 76 条　会員参画局

党本部に会員参画局を置き、提案、質問、情報請求、通報及び申立ての受付、所管整理、期限管理及び通知を担う。実体判断は所管機関へ委ねる。受付、移送、補正、終了、未処理及び期限を追跡可能な台帳へ記録し、取扱終了には理由、利用できる別の手続及び異議申立て先を示す。自動処理を補助に用いる場合も、終了、所管及び権利に関する判断は権限を持つ者が確認する。

会員参画局長の任期は三年、連続二期までとし、幹事長が候補者を指名し、地方代表会議が確認する。局長は会長、全国理事、副会長、党七役、所属議員、地域政党代表、公認候補者及び監査・倫理・異議審査・選挙管理の各委員を兼ねない。解任は、幹事長、監査委員会の過半数、重大な是正勧告をした異議審査会、地方代表会議構成員の三分の一以上、又は投票資格会員の五パーセント以上かつ五十人以上から発議できる。具体的な重大違反、職務上の背信、継続的不履行又は長期的職務不能等の事由を示し、本人の説明と独立した異議の機会を保障した上で、地方代表会議の五分の三以上の確認により解任する。

会員参画局には全国大会が承認する独立した予算区分を置く。年度途中の減額又は他用途への移替えは、局長の意見、監査委員会の確認及び地方代表会議の過半数の了承を得る。人員配置と情報権限は業務量に基づく局長の申請又は同意を基本とし、例外は幹事長と監査委員会が必要性を共同で確認する。局は独立機関へ執行部を介さず直接移送でき、職務上必要な資料への目的別の閲覧権限と利用記録を備える。局の運営及び処理実績は毎年監査を受ける。

第 77 条　一人からの申立て

会員一人でも、政策提案、質問、党務情報請求、改善提案、通報、本人固有の異議及び退会を提出できる。不正、ハラスメント、会計、利益相反又は個人情報の不正利用に関する通報、本人の処分・資格・公認・選挙上の判断への異議、本人情報の開示・訂正・利用停止等、報復からの保護、退会その他本人の地位、安全又は権利に直接関わる申立ては、予備確認又は二経路共同発議を要しない。執行部、地域役員又は会員参画局自身が対象となる時、又は安全・秘密保持に懸念がある時は、申立人は所管の独立機関へ直接提出できる。誤った窓口への提出は速やかに移送し、所管争いのため緊急保護又は申立期限を失わせない。

第 78 条　予備整理と予備確認

会員参画局は申立てに受付番号を付し、十四日以内に、対象、事実、資料、求める対応、所管、類似案件及び緊急性を整理し、申立人へ通知する。形式不備には必要な補正を具体的に示し、類似案件への統合時も本人固有の事情と回答の履歴を残す。第 77 条の個人救済及び通報はこの整理の完了を待たず所管機関へ送る。

政策提案その他責任機関の正式な取扱判断を求める予備確認は、利害関係のない所属議員三人以上、二以上の都道府県連、又は地方代表会議構成員の十パーセント以上かつ三人以上のいずれかによる確認とする。議員三人の経路は原則として二以上の都道府県又は二以上の公職階層を含む。所属議員が三人未満の期間は、全所属議員及び一以上の都道府県連の確認による。確認は提案への賛成ではなく、具体的な事実又は論点と正式な取扱いの必要性を対象とする。

予備確認の成立後、所管機関は三十日以内に、正式手続への移行、通常過程での取扱い、追加資料の請求、移送又は取扱終了を理由とともに通知する。予備確認が成立しない提案も記録し、通常の政策募集・質問・改善手続で取り扱う。追加資料を求める場合は確認事項と次の判断日を示し、事務集中時は優先順位、担当者、処理状況及び新たな予定日を公開する。

第 79 条　二経路共同発議

全国公開説明、政策の正式付議、特別監査、全国大会議案、再議又は臨時全国大会の招集を求める時は、投票資格会員、都道府県連、地方代表会議及び所属議員の異なる二経路が別表第三の要件を満たす。二経路のうち少なくとも一つは投票資格会員又は都道府県連の経路とし、別々の意思決定と履歴により成立させる。会員経路の地域分散要件、各経路の資格、基準日、分母、有効賛同数及び兼任者の割合を、個人を不必要に特定せず記録する。成立は説明、審議、調査等の開始を義務づけ、提案への賛成又は処分の認定を意味しない。会員参画局が形式を確認し、成立判断又は不成立理由を申立人へ通知し、異議の方法を示す。

別表第三の各経路について、投票資格会員、認証都道府県連、地方代表会議の在任議決権者又は所属議員の資格名簿上の総数をそれぞれ N、同表の人数又は団体数の下限を B、同表の割合を r とする。N が一以上 B 未満の期間に限り、必要賛同数を r×N の端数を切り上げた数とする。N が B 以上の場合は、従来どおり、r×N の端数を切り上げた数と B のいずれか大きい数を要する。N がゼロの経路は成立せず、二経路の一つに数えない。人数下限に未到達であるために少数者の手続開始権が消滅することを防ぐ特例であり、割合、地域分散及び最終決定の要件は変更しない。

分母と適用する要件は、必要な賛同記録を添えた申請の受付日を基準として当該申請について固定する。会員参画局は受付から十四日以内に、基準日、経路ごとの総数、通常基準又は特例の別、必要数、有効賛同数及び独立した意思決定の記録を確認し、成立又は不成立を理由とともに通知する。特例は N が B に達した後の申請には適用しない。確認中の人数増減を既に受け付けた申請へ遡及させず、反対又は不参加だけを理由に分母から除かない。

県連経路には、その県連の規約上の意思決定機関による適法な議決を要し、代表者一人の署名だけで代えない。小規模特例を含む共同発議は、少なくとも二人の別人の賛同意思と、異なる二経路で行われた別々の意思決定を要する。一人が議員・県連代表等を兼ねること、同じ署名を転記すること、又は不存

在の機関を名乗ることによって二経路を作らない。賛同者の兼任自体は排除せず、その範囲と各経路の適法な決定を確認する。

会員参画局の未設置、担当者の欠員又は当該申請への具体的利害により確認できない時は、監査委員会が確認を代行する。双方で独立した確認者を確保できない時は第 179 条の補充手続を用い、受付日を保全する。判断又は十四日の不応答には、申立人が異議審査会へ直接申し立てることができ、通知を受けた判断への申立期間は十四日とする。一人からの申立て、通報及び本人固有の救済は第 77 条に従い、この特例又は二経路の成立を待たない。

第 80 条　全国公開説明

全国公開説明の二経路共同発議が成立した時は、会長又は所管役員が成立の日から六十日以内に、確認された事実、判断理由、費用、利益、負担、代替案、担当機関及び今後の予定を公開説明する。未確認事項は未確認と示し、質問と主要な異論への回答、資料の補完予定日及び次の判断日を記録する。

共同発議の有無にかかわらず、重大な会計・情報事故、重大な倫理違反、核心公約の変更又は停止、指導部の任期途中の交代その他事前の公開説明基準に該当する重大事案は、自ら説明する。当該事案を把握した日から原則として七日以内に確認済みの事実、暫定対応及び次回報告日を、三十日以内に原因、責任、影響、是正及び再発防止を報告する。未確定の部分は理由と追補日を示す。監査委員会は説明義務と期限の履行を確認する。

第 81 条　政策の正式付議

政策の正式付議が成立した時は、政策調査会が直ちに正式議題へ登録し、提案者又は代表者の説明機会を設ける。成立から三十日以内に担当者、初回審議日及び判断予定日を通知し、採用、試行、修正採用、継続検討又は不採用の理由を記録する。継続検討では追加資料、残る論点及び次の判断日を示し、提案者に結果を返す。採用する場合は第 64 条及び第 66 条に従い、実施責任、費用、負担、救済及び検証を定める。

第 82 条　特別監査

特別監査の二経路共同発議が成立した時は、監査委員会が予備調査を開始し、成立から三十日以内に正式監査の開始、追加資料の提出又は予備調査の終了を理由とともに決定する。正式監査を開始した時は、原則として開始から九十日以内に結果をまとめる。延長が必要な場合は、判明事項、未確認範囲、延長理由、新たな期限及び必要な保全を示す。具体的な事実又は資料を伴う通報がある時は、共同発議を待たず職権監査を開始できる。監査の終了は証拠保全又は通報者保護を当然に終了させず、是正は第 70 条に従って確認する。

第 83 条　再議・臨時全国大会

重大な新事実、議決・公開・利益相反・当事者参加等の重大な手続違反、基本文章・核心公約との明白な抵触又は回復困難な重大損害の具体的危険がある時は、所定の要件により重要決定の再議を求めることができる。請求は原則として決定の公表から六十日以内に行い、共同発議が成立した時は決定機関が四十五日以内に再審議する。原則として同一決定への再議は一回とする。

新たに判明した重大事実、情報隠匿又は継続する権利侵害については、期間又は回数だけを理由に個人救済、通報、職権監査若しくは別個の是正手続を拒まない。再議請求により原決定の執行が当然に停止するものではないが、回復困難な損害を防ぐため所管の独立機関が必要な暫定措置を判断する。臨時全国大会は第41条の期限及び代行に従う。

第84条　通報者保護

誠実な通報、調査協力、質問、異論及び再議請求を理由とする解任、公認・予算・情報・役割上の不利益、嫌がらせその他の報復を禁じる。申立てが最終的に認められなかったことだけをもって不誠実又は虚偽と扱わない。具体的な危険がある時は、本人の事情を確認して、接触制限、担当変更、情報遮断その他の必要最小限の保護措置をとる。措置の責任者、範囲、期限、見直し及び異議の方法を記録し、保護を名目に本人の活動機会を不必要に奪わない。報復の申立ては元の対象機関から独立して扱い、不利益の回復と再発防止を確認する。

第85条　独立機関の共通規律

第70条から第75条までの独立機関の委員は、公開募集又は会員・都道府県連・関係機関からの推薦を基に、職務上の専門性、適格性、利益相反及び独立性を確認し、全国大会の出席議決権者の三分の二以上の承認によって選任する。資格確認は選挙管理委員会が担い、その委員候補又は関係者が含まれる時は、第179条に定める資格確認担当の外部専門家が担当する。監査委員候補については地方代表会議の確認を経る。初回の管理・資格確認、予備委員の条件付き選任及び補充も第179条による。選任前に氏名、担当、資格、任期、報酬及び利益相反への対応を示し、確認資料と承認記録を保存する。
通常委員の任期は三年とし、再任を妨げない。補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。執行部による単独の任免、会長の交代に伴う当然退任及び結論への介入を認めない。任期中の解任は、重大な法令・規約違反、重大な利益相反の不申告、継続的な職務不履行又は職務継続が困難な客観的事由に限り、具体的な事実と理由、本人の弁明及び原判断に関与しない異議審査会の審査を経て、全国大会の出席議決権者の三分の二以上で決める。異議審査会の委員自身が対象となる場合は、同会の審査を利害関係のない外部臨時委員が担当する。審査結果又は執行部への批判に不同意であることを解任理由としない。委員は利害関係を申告し、当該案件から除斥される。同一案件の調査、判断及び不服審査を同一人が重ねて担当してはならない。個別の特則がある場合を除き、除斥者を除く在任委員の三分の二以上かつ三人以上の出席で成立し、通常事項は出席議決権者の過半数で決める。可否同数では不利益措置を成立させない。原記録への必要な閲覧、当事者の説明・反論、保護情報の守秘、判断理由、異論、期限、救済及び履行確認を共通の規律とする。除斥後の必要人数を確保できない場合は、全国大会が条件付きで選任した予備委員を第179条の順位と手続により就任させ、名簿で補えない時は同条によって追加選任する。専門家への相談又は氏名の記載だけで委員の議決権を発生させない。人数又は独立性が不足したまま回復困難な最終処分を行わない。
創設期の最低人数、兼任の分離、段階稼働及び外部補完は第170条、別冊08及び第179条に従う。初回手続委員、資格確認担当及び案件を判断する臨時委員を区別し、それぞれの選任者、権限、期間及び終了を記録する。臨時委員を通常の委員に移す場合は、第85条の通常選任を改めて行い、臨時の地位又は未処理案件を理由に任期を自動延長しない。各機関は受付、判断、異議、未処理、期限超過、除斥、是正及び人員不足を個人を不必要に特定しない形で毎年報告する。個別の構成数、定足数及び特別多数を別に定める場合は、本規約・別表に従う。

第 7 章　候補者公認・支援・組織形成

第 86 条　候補者育成

本会は候補予定者登録、基礎研修、共通試験、政策論文、地域活動、実践審査及び最終公認を段階的に行う候補者育成課程を置く。

第 87 条　公認権

正式公認権は全国本部に属する。公認は全国選対及び公認審査機関の審査を経て、会長・党七役会議又は本規約に基づき明示的に委任された機関が決定する。委任する事項、期間、責任者及び報告先を記録する。地域の推薦過程を尊重するが、日本大調和会としての最終的な公認責任は全国が負う。公認は本会内部の候補者選考であり、法令上の選挙権、被選挙権又は公職の地位を変更しない。

第 88 条　戸籍の提出と確認

公認を求める者は、日本国籍、氏名、生年月日及び本人性の確認を受ける。日本国籍の確認は戸籍個人事項証明書を標準手段とし、取得困難、保護措置、災害、国外滞在その他の合理的理由がある時は、日本国旅券その他の公文書による代替確認を認める。各資料が証明できる事項と限界をあらかじめ定め、必要な追加確認を行う。住民票又は公的個人認証による本人性の確認だけをもって、日本国籍又は帰化の有無・時期の確認に代えてはならない。未確認は、外国籍又は虚偽申告と推定する理由としない。

帰化によって日本国籍を取得した者は、その取得の日から二十五年を経過するまで正式公認しない。審査は全候補希望者に共通の申告・確認手続で行い、正式公認決定日を基準に期間を確認する。この期間は本会独自の公認基準であり、入会、党内役職、法令上の選挙資格又は子孫の資格を一括して制限しない。基本文章に掲げる将来の選挙資格制度の提案とは区別する。創設一周年の再検証では、帰化前後の居住、地域活動及び年数以外の基準と比較し、維持又は変更の理由と少数意見を公表する。

必要性と本人の事情に照らして取得情報を最小化し、親族、本籍、婚姻その他の不要情報を政治的評価に用いない。資格確認担当は独立した二人に限り、公認審査員には各要件の確認済み、要再確認又は未確認の結果のみを渡す。一般会員、家族又は祖先の帰化歴を一律に収集・公開しない。公認候補者又は所属公職者本人の帰化歴を公表する場合は、対象、必要性、公開項目、本人の明示の同意その他の適法な根拠、訂正及び異議の手続をあらかじめ示し、戸籍原資料を公開しない。制度提案を現行の法的開示義務として扱わない。

公認確認のために個人番号を収集しない。原本又は原データは必要な確認を終え次第速やかに返却又は消去し、別表第一の期限を上限とする。法令上の保存又は具体的な係争・事故に必要な証拠保全は、その根拠、対象、保管責任者、アクセス権及び解除条件を記録して別管理とし、漫然と保管しない。確認記録、本人への訂正・再確認、事故対応、外部報告及び代替確認の基準は別表第一と会員情報管理細則に定める。

第 89 条　候補者公認の共通審査

全候補希望者は、理念・政策、立憲公徳民主主義、政策論文・口頭審査、面談、演説、ファシリテーション、勉強会及び日常活動の共通審査を受ける。具体的基準は別表第二を正本とし、配点、最低点、重大不適格事由、再受験及び合理的配慮を審査前に示す。中今、清明心、中和その他の理念は、その理解と公的な仕事への具体化を問う。特定の信仰、宗教的な到達又は内心の純粋さを採点せず、確認できる事実、理由、行動及び結果に基づいて審査する。

第 90 条　公職別審査

国政、都道府県及び市町村では背負う責任が異なるため、共通規範を守りながら政策・制度及び地域実践の配点を別表第二に定める。

第 91 条　地域推薦と全国確認

国政候補は全国本部が主導し、関係県連及び地域政党の意見を聴く。知事・都道府県議会候補は県連が主導して本部へ推薦する。市町村長・市町村議会候補は地域政党が推薦し、県連が審査・承認して本部へ推薦する。

本部は共通審査、基本文章、本人・国籍、経歴、法令、倫理、会計及び選挙法上の要件を確認し、正式公認を発する。留保、否認又は取消しには、適用基準、主要な事実、理由、本人の弁明、補正又は再審査の可否及び独立した異議申立てを保障する。選挙直前の重大事案では、会長及び選挙対策委員長が、具体的な危険と対象範囲を記録して暫定的に公認を停止できる。七十二時間以内に会長・党七役会議の追認を得なければ停止は失効する。追認する場合も、理由、期間、次回審査日及び救済先を本人へ通知し、暫定停止だけをもって取消しを確定しない。利害関係者は各審査と採決から除斥する。

第 92 条　供託金支援

本会は正式公認候補者の供託に必要な資金を別表第一により支援する。供託名義、受領主体、給付・貸付等の法的性質、資金移動、返還帰属及び候補者に帰責する損失を支援確認書に明記する。支払時に施行される法令に照らし、政治活動と選挙運動の区分、支出主体と受領主体の資格、寄附制限及び収支報告の方法を会計責任者と法務担当が確認する。

第 93 条　活動費支援

活動費は選挙ごとの実費見積りを基礎として別表第一の上限内で支援する。党による直接支払い又は証憑精算を原則とし、共通基盤費と候補者別費用を分ける。第三者への直接支払いであっても、候補者に対する寄附等に該当するかを第九十二条の確認対象とし、支払経路の変更によって法令上の制限を回避しない。

第 94 条　支援前の財務確認

公認前に、供託金、活動費、共通基盤費、予備費及び選挙後運転資金を分けた資金計画を作成する。別表第一の確保額、支払時期、法的に利用できる資金、使途の制限、既存の確定債務及び支援の重複計上の有無を会計責任者が確認する。未入金の寄附見込みを確保済み現金と扱わない。必要資金を確保でき

ない時は、公認数、支援時期又は内容を見直し、既に約束した支援の変更は理由と影響を本人へ示して手続を記録する。

第 95 条　支援内容の書面化と精算

公認決定時に、対象選挙、支援内容、本人負担、支払先、時期、精算、返還条件及び政治資金独立・公開原則の遵守を確認書へまとめる。要点を一枚で示し、必要な法令・契約条件は別紙で特定する。本人及び権限ある本会の担当者が確認し、変更理由と版を残す。選挙後は会計監査と総括の対象とする。

第 96 条　候補者が築いた支援者関係

候補者が自ら適法に築いた支援者、協力者及び地域関係者の情報は、本人の管理下で確認する。党へ移す時は記載本人の同意、目的、権限、保存期間及び廃棄方法を定める。

第 97 条　公認後の会員情報利用

正式公認後、候補者に担当区域の活動に必要な最小限の会員情報への役割別アクセスを付与できる。取得時に示した利用目的と利用者の範囲に照らして権限を承認し、必要な本人への説明又は同意を得る。全国名簿の一括取得を原則として禁止し、公認を会員情報の無制限な提供又は外部への移転の根拠としない。

第 98 条　組織形成責任

公認候補者及び所属議員は、党の支援を受ける代わりに、新たな人との接点、既存会員との関係、地域に継続する活動、次の担い手及び候補者を残す責任を負う。

第 99 条　個別組織形成計画

公認時に本部、関係県連、地域政党及び本人で一年間の計画を作り、会員基盤、継続参加、政策対話、人材育成、会計・情報管理及び選挙総括の目標を定める。地域の人口、活動条件、本人の役割及び必要な支援を確認し、担当、期限、根拠資料、見直し条件を記録する。目標は勧誘や寄附の強要を正当化せず、事情変更による修正を認める。

第 100 条　不適切な会員獲得の禁止

名義登録、一括登録、第三者による会費負担、虚偽登録、威圧的勧誘その他、本人の自由意思を損なう方法を禁じ、実績に数えない。

第 101 条　年次評価

組織形成は別表第一の配点により毎年評価する。会員純増だけでなく、継続参加、政策対話、地域活動、人材育成、会計、情報管理及び選挙総括を総合する。目標と地域条件の補正方法を事前に示し、評価者、用いた資料、未達の原因、本会側の支援不足及び本人の意見を記録する。正当な異論、公益通報又は不適切な会員獲得を拒んだことを減点理由としない。

第102条　改善と異議

評価が基準に届かない時は、理由、基準値、改善事項及び期限を示し、研修と改善計画を置く。別表第一のC評価は通知から九十日以内に改善計画を提出し、D評価は次回公認と支援条件の再審査対象とする。点数だけで直ちに公認を失わせず、本人の説明及び独立した異議審査を保障する。再審査の判断には、改善機会、支援の実施状況、残る危険及び比例した措置の理由を記す。

第103条　議員と地域政党代表

所属議員は、地域政党と連携して地域の政策、議会活動及び住民への説明責任を担う。議員であることのみを理由として地域政党代表へ当然に就任しない。

地域政党代表は、当該地域の会員による選出その他県連・地域政党規程に定める手続を経て選び、県連代表者会議の認証を受ける。所属議員が兼ねる場合は、公職上の権限、党務、人事、公認、会計及び利益相反を区分して記録する。

第104条　公認・所属終了時の引継ぎ

公認取消し、離党、任期満了又は所属終了時は、党資産、会員情報、支援金、公式アカウント、未処理事項及び期限を直ちに引き継ぐ。情報利用権の停止、返却及び削除は第百七条に従い、法令上の保存又は具体的な争いに必要な証拠は権限を限定して別管理する。引継ぎを理由として、本人に保障された異議申立て又は適法な証拠保全を妨げない。

第8章　会員情報・会計・資産

第105条　会員情報の位置づけ

会員名簿と会員情報は、会員から目的を示して預かった情報であり、本会が責任を負って管理する。組織資産としての管理は本人の尊厳、プライバシー及び適法な確認・訂正等の権利を制限する根拠にならず、地域政党代表、候補者、議員その他の個人に所有権又は自由な持出権を与えない。

個人情報保護法上、政治団体が政治活動のために情報を扱う場合の適用除外と、それ以外の取扱いに適用される義務を区別する。本会は適用除外の有無にかかわらず、目的の明示、必要最小限の取得、安全管理、委託先管理、事故対応、苦情処理及び本人の確認・訂正等を、本規約上の義務として実施し、その措置を公表する。

第106条　最小権限と操作記録

会員情報へのアクセスは役割別・地域別・目的別に最小限化し、個人アカウント、守秘誓約及び研修を求める。閲覧、検索、出力、変更及び削除を記録する。

第107条　利用権終了時の停止・返却・削除

退会、離党、公認取消し、役職解任その他により利用根拠を失った時は、アクセスを直ちに止め、電子情報、紙、端末及び媒体を別表第一の期限で返却・削除し、完了を確認する。これは当該利用者の権限と保有の終了であり、本会が法令上保存すべき帳簿、監査、議決又は具体的な係争・事故の証拠まで一律に消去することを意味しない。必要な保存は根拠、対象、期限及び担当者を記録して権限を分離し、通常活動へ再利用しない。

第108条　離党後利用の禁止

退会又は離党後、党から得た会員情報を自分又は第三者の政治活動、選挙、営業その他へ使用してはならない。党と無関係に適法に得た連絡先は取得経路で区別する。

第109条　会員情報管理細則

取得、同意、分類、暗号化、認証、端末、委託先、ログ、バックアップ、削除、事故対応、監査及び本人請求は会員情報管理細則に定める。本人請求を全部又は一部拒む時は、理由、対象範囲及び独立した異議の窓口を通知し、回答と訂正の履歴を残す。認証、端末、更新、ログ、バックアップ及び事故対応の技術仕様は、同細則第十三条に基づき稼働前に承認する技術基準に定め、法令上の義務と本会独自の保護措置の根拠を区別する。

第110条　情報事故と本人通知

漏えい、不正利用、消失その他の重大事故が生じ、又は生じたおそれが判明した時は、情報管理責任者が被害拡大防止、原因調査、証拠保全、対象者への通知及び再発防止を統括する。会員情報管理細則に

定める初期通知と本報告の期限は、指定責任者への報告の遅れによって起算を遅らせない。法令上の報告義務の適用、報告先及び期限を確認し、本会独自の通知・報告と区別して履行する。調査中の事項はその旨と次回報告日を示し、未確定を理由として初期通知を一律に留保しない。

第 111 条　緊急停止と処分

会員情報の持出し、不正利用、権限外閲覧又は離党後利用を疑う具体的な事実がある時は、情報管理責任者が理由、範囲、期間及び次回確認日を記録して、必要最小限のアクセスを緊急停止できる。停止は違反認定と区別し、本人への説明及び独立した異議の機会を保障する。違反確認後の公認、役職又は会員資格の処分は、各処分の権限ある機関が、故意、被害、是正及び再発危険を審査して決定する。再公認停止の上限は別表第一に従う。

第 112 条　使用差止め・返却・損害賠償

本会は不正保有又は利用される会員情報の使用停止、返却及び削除を求めることができる。損害が生じた時は法令に基づき、実損害と合理的な調査・回復費用を請求できる。

第 113 条　会計責任者と帳簿

本会は法令に従い会計責任者を置き、収入、支出、資産、負債、契約、寄附及び地域組織会計を正確に記録する。本部、支部その他の各会計単位の法的主体、届出区分、代表者、会計責任者及び口座を特定する。本会内部の統合管理又は共同事業を理由として、各主体の法定責任を混同しない。起票、承認、支払及び記帳を分担し、同一支出の起票と最終承認を同一人が兼ねない。

第 114 条　予算

地域政党は事業計画と予算要求を県連へ提出し、県連は県内予算案を取りまとめて全国本部へ提出する。本部は全国予算原案へ統合し、会長・党七役会議が調整し、全国理事会の審査を経て全国大会が承認する。各事業には目的、責任者、対象、金額、財源、期限、成果指標及び変更・終了条件を付す。成立後の執行裁量、緊急・暫定予算及び配分異議は会計規程に定める。

予算審議には、直近の確定決算、監査意見、当年度の執行実績と見込み、未是正事項及び次年度要求との対応を添える。新規事業には事前評価を、既存事業の裁量的な増額には実績検証と増額理由を求める。資料が不足する場合は、不足の内容、整備責任者、期限及び判断できる範囲を明示し、未検証の効果を確定財源又は実績として計上しない。

「決算なくして予算なし」は、決算と検証を次の予算判断へつなぐ統制原則として運用する。決算未確定又は検証未了だけを理由として、法令・契約上の支払、給与、情報安全その他不可欠な継続措置を一律に停止しない。暫定予算は必要な範囲、期間、金額及び事後審査を明示し、恒常的な承認回避に用いない。予算の最終決定権は全国大会に属し、監査委員会又は式部局が代行しない。

第 115 条　決算

会計年度終了後、会計責任者は決算と収支報告を作成し、各事業の承認予算、執行額、成果、未達、将来負担、変更理由及び残額を対応させる。監査委員会の監査を経て全国大会へ提出し、全国大会は決算

の承認、条件付き承認又は不承認と是正要求を議決する。不承認又は監査指摘があっても、適法に負った債務及び法令上の届出義務は消滅しない。執行担当者は是正措置と期限を示し、次期予算への反映を報告する。法令上必要な届出と公表を所定の期限内に行い、内部の承認待ちを遅延理由としない。

第116条　会計監査

監査委員会は帳簿、証憑、口座、契約、資産、地域組織会計及び内部統制を監査し、指摘、是正期限及び再確認を示す。監査対象の執行・承認に関与した者は当該監査から外れる。執行担当者は指摘ごとの対応、未対応理由及び完了見込みを回答し、異論がある場合も監査意見と併記する。式部局は提出と対応の履歴を記録し、監査判断又は予算議決を代行しない。

第117条　寄附と政治資金の独立・公開

本会は、政治資金を特定の資金提供者による政策、人事、公認、契約又は組織運営への支配から守る。収入の名義だけでなく、実質的な原資、最終負担者、使途、利益の帰属及び公正な対価を確認し、会計規程に基づいて記録、公開及び監査を行う。

第118条　企業・団体献金の禁止

本会独自の政治資金基準として、本会、本部、支部、政治資金団体及び本会が実質的に管理する政治団体は、会社、法人、労働組合、業界団体、任意団体その他名称及び法人格の有無を問わず、団体から政治活動に関する寄附を受けない。法令に基づく公的助成、本部・支部間の交付金及び公正な対価を伴う通常取引は、企業・団体献金に含めない。ただし、交付元における受領禁止資金の混入又は取引を装った利益供与を認めない。法令が一定の団体寄附を許容する場合も、本会の禁止を解除する理由としない。

第119条　政治資金パーティーの禁止

本会独自の政治資金基準として、本会、本部、都道府県連、地域政党、政治資金団体及び本会が実質的に管理する政治団体は、政治資金パーティーを開催せず、その対価収入を受けない。名称を会費、懇親会費、協賛金、広告料その他に変え、実質的に政治資金パーティーと同じ資金集めを行うことも認めない。活動報告会その他の会合で飲食等の費用を徴収する場合は、合理的な実費を超えず、資金集めを目的とせず、会合ごとの収支を記録する。これは法令上の定義・規制に加えて本会が課す禁止であり、名称や形式だけで該当性を判断しない。

第120条　クラウドファンディング

本会、本部又は都道府県連は、政策研究、選挙、刊行物、設備、災害支援その他の明示した目的のため、クラウドファンディングを実施できる。拠出者は、本人確認、資金源確認及び法令上の受領資格を確認した日本国民である個人に限る。募集前に、受領主体、寄附・事業収入等の法的区分、寄附の総額・個別限度、名義及び報告義務を確認する。募集目的、目標額、期間、決済手数料、直接経費、共通管理実費、未達時の取扱い、返金条件、使途、成果報告及び残額処理を公表し、終了後に収支と成果を報告する。災害支援その他の事業でも使途と受領先を明示し、法令上認められない候補者から選挙区内への寄附等に転用しない。拠出額によって議決権、公認、人事、政策、契約又は役職上の利益を与えない。

第 121 条　所属議員・候補者が実施する場合

所属議員又は公認候補者がクラウドファンディングを企画し、又は本人が代表若しくは実質的に管理する政治団体で実施する時は、事前に本部及び関係する都道府県連の書面合意を得る。本部共催の事業とし、総務部が企画承認、契約、決済、拠出者台帳、領収、返金、収支報告、個人情報及び監査対応を統一管理する。合意書では、募集表示上の主体、実際の受領主体、口座、記帳主体及び法定会計責任者を一致させ、共催又は統一管理によって別の政治団体の法定責任を代替しない。政治資金パーティー又はこれに準ずる催物へ変更してはならない。

第 122 条　クラウドファンディングの費用・残額

クラウドファンディングの収入から控除できる費用は、募集前に承認され、証憑によって確認された決済手数料、制作費、広告費、配送費、人件費その他の直接経費及び共通管理実費に限る。共通管理実費は実費を原則とし、算定方法と上限を会計規程別表に定め、募集前に公表する。固定割合による本部上納金を設けない。残額は事前に公表した目的と予算に従って使用し、個人へ分配しない。目的達成後の残額は、募集時に示した返金、近接目的への充当又は基金への移管の手続に従う。

第 123 条　外国資金・名義貸し・迂回の禁止

法令上受領できない寄附その他の資金を受けない。これに加え、本会独自の政治資金基準として、外国人、外国法人、外国政府、外国政党その他の外国主体が実質的な負担者又は支配者である寄附・拠出を受けない。第三者による立替え若しくは補填、名義貸し、団体による拠出の取りまとめ、役職員への割当て、過大な協賛金、広告料、購入代金、貸付け、債務保証、現物若しくは役務の提供その他、名義又は経路を変えた受領禁止資金の迂回を認めない。日本国民本人が適法に得て自ら負担する所得・資産と外国主体による資金提供を区別し、送金経路又は過去の国籍だけで判定せず、実質的な原資、最終負担者及び対価を確認する。

第 124 条　公開・監査・是正

政治資金パーティー禁止の遵守状況及びクラウドファンディングについて、企画書、合意書、承認予算、契約、拠出者台帳、収入、直接経費、共通管理実費、残額、使途、返金及び成果を事業別に記録する。監査委員会は年度ごとに抽出又は全件監査を行い、抽出の場合は基準と対象範囲を示す。違反の疑いが判明した時は、必要な受領・執行停止と証拠保全を先行できるが、返還、国庫への納付その他の処理は資金の法的性質と適用法令を確認して行う。収支の訂正と必要な公表を行い、役職停止、公認見直しその他の本処分は、弁明及び異議を保障する各規律手続による。

第 125 条　契約と調達

重要な契約及び調達には、目的、必要性、相手方、金額、選定理由、利益相反及び検収を記録する。一定額以上は複数見積り又は理由ある例外を求める。

第126条　資産管理

不動産、設備、現金、口座、知的財産、標章、データ及び公式アカウントを資産台帳へ登録し、取得、利用、移動、処分及び引継ぎを管理する。

第127条　情報主権

会員、会計、議決、公約、監査及び選挙の基幹データは、日本法による統制と監査を確実に及ぼせる保管環境を原則とする。国外サービス利用時は保存場所、外国法、再委託及び移行を評価する。

第128条　記録保存

正本、議事録、会計、監査、選挙、公認、異議、契約、方針変更及び引継ぎの保存期間、公開区分、廃棄及び長期保存形式を文書管理規程に定める。記録ごとに作成・確認・決定・保存・公開の責任者を特定し、訂正前後と理由を履歴として残す。保存と公開を区別し、非公開には法令又は権利保護上の具体的な根拠、範囲、責任者、期間及び公開の再検討時期を記す。政策への賛否又は組織に不利な内容であることだけを非公開・廃棄の理由にしない。

第129条　年度公開報告

本会は毎年、会計、資金源別構成、個人寄附の集中度、企業・団体献金、外国関係資金及び政治資金パーティー収入に関する本会の禁止基準の遵守状況、クラウドファンディングの件数、収入、直接経費、共通管理実費、残額、使途、返金、受領禁止資金の返還等の処理・是正、監査、選挙、政策、組織、会員制度、情報事故及び未達を一つの年度報告として会員と国民へ示す。監査済み、未確認、調査中を区分し、違反や未了がある場合に受領ゼロ又は完了と表示しない。法定公表事項と任意の公開を区別し、個人情報を必要以上に公開しない。改善措置、責任者、期限及び前年度からの変化を併記する。

第9章　党七役・式部局・会長・党七役会議

第130条　党七役

本会に、幹事長、総務会長、政調会長、選挙対策委員長、国会対策委員長、会員代表及び式部局長の七役を置く。会長と副会長は党七役に含めない。

第131条　兼任禁止と一人一票

会長及び副会長は党七役を兼ねず、同一人は複数の党七役を兼ねない。会長の職務代行者が別の役職を持つ場合も議決権は一票に限る。式部局長又は代行者は議長を務め、議決権及び決裁票を持たない。

第132条　党七役の共同原則

党七役は所管を明らかにし、採択済みの方針を実行へ移す。他機関の権限を代行せず、四半期ごとに進捗、費用、成果、未達、残る不利益、是正措置、未処理事項及び次の期限を示し、年度終了後六十日以内に年次報告を提出する。式部局長は記録・照合・公示とその改善を報告し、他の役の執行成果又は政策判断を代行して評価を確定しない。

第133条　幹事長

幹事長は本部の日常運営、組織、人事、職員、財務執行、契約、県連・地域政党連絡及び危機対応を統括する。政策、公認、懲戒及び監査の判断を単独で代行しない。

第134条　総務会長

総務会長は総務会を主宰し、重要政策、法案、他党連携、党議拘束、規約運用及び全党の政治的合意を形成する。

第135条　政調会長

政調会長は政策調査会と政策担当部を統括し、調査、政策原案、法案、公約、財源、法務及び影響評価を一つの政策過程へまとめる。提案には、過去の経緯と将来世代への影響、現在の地域・職域・生活条件の違い、代替案、負担が残る対象、緩和・支援策、反対論への応答及び再検討条件を示す。異なる利益がすべて同時に満たされると仮定せず、採否の理由と残る課題を記録する。

第136条　選挙対策委員長

選挙対策委員長は候補者育成、選挙区分析、選挙戦略、研修、応援、資源配置、法令順守及び選挙総括を統括する。公認審査と会計監査の独立性を守る。

第137条　国会対策委員長

国会対策委員長は国会日程、法案審議、質問・委員会配置、他党協議及び党議拘束の実務を担う。政策変更を伴う合意は政調会・総務会へ戻す。

第138条　前五役の任期・解任・代行

前五役の任期は当該役を任命した会長の任期を超えない。会長が任命案、資格及び利益相反の確認資料を提示し、第四十四条に定める地方代表会議の確認を経て、会長・党七役会議の承認をもって任命する。候補者本人は自己の任命に関する審議と採決に参加しない。

初回任命、任期満了又は欠員により、在任者及び適法な正式代行者が全員出席しても当該任命案について第149条の四人を確保できない時に限り、会長又は第61条に基づく会長代行者は、地方代表会議の確認を経た任命案を全国大会へ提出できる。全国大会は候補者ごとに、当該候補者を除く出席議決権者の三分の二以上で承認し、会長又は会長代行者が任命する。同一の任命案を一括して提出した場合は、候補者別の承認を全て終えた後、承認された者だけを任命する。会長及び適法な会長代行者の双方が不在の時は会長選任を先行させる。

この特例は、会長・党七役会議が未成立であることを理由とする任命循環を解消するためのものとし、出席拒否、賛成不足又は地方代表会議の未確認を理由に用いてはならない。最初の地方代表会議が未成立の時は、別冊17及び別冊18に従ってその構成を確定し、確認を得てから承認する。創設評議会又は初代理事会に確認権若しくは単独任命権を移さない。通常の定足数を確保した後の任命には通常手続を用いる。

式部局は、欠員と代行者の確認、候補者ごとの除斥、地方代表会議の確認、全国大会の定足数・必要賛成数及び任命日を記録し、七日以内に公示する。任期は本条の通常上限を超えず、異議は通知又は公示を知った日から十四日以内に異議審査会へ申し立てることができる。

会長は、基本文章・規約への重大な違反、適法な決定への重大な不服従、継続的職務不履行、重大な信用毀損その他職務継続が著しく不適当な事由について、理由と根拠を示して前五役の解任を発議できる。対象者に弁明機会及び独立した異議を保障し、対象者を除斥した当該議案の在任議決権者三分の二以上で解任する。重大かつ緊急の危険がある時は、会長が理由、範囲、期間及び追認予定日を示して必要最小限の一時職務停止を命じ、速やかに会議の追認を受ける。追認されない時又は示した期限までに審査されない時は停止を終了する。誠実な異論、適法な公益通報又は違法な命令への不服従は解任事由としない。

各役は第一・第二順位の代行者を届け出、正式代行期間中は当該役の一票を行使する。代行開始と終了、根拠、対象職務及び利益相反を記録する。本人と代行者は同じ議案で重ねて投票できず、一人が複数の役の票を兼ねることもできない。

第139条　会員代表の選出・職務・代行

会員代表と代行者は投票資格会員の直接選挙で別人を別枠に選ぶ。通常任期は各就任日から三年とし、再選を妨げない。会長の交代によって当然には退任しない。会員参画、会員の権利、制度改善、説明及

び参加機会を担当し、所管議案を単独提出できる。四半期整理と年次報告を行い、人事権、日常党務執行権、個別申立て指揮権及び包括的名簿閲覧権を持たない。

改選は任期満了までに行い、満了前に選任した後任は前任期満了日の翌日に就任する。任期途中の欠員は各別枠の補欠選挙で補い、補欠の任期は当該職の前任者の残任期間とする。選挙管理委員会は欠員確認から三十日以内に告示し、原則六十日以内に投票を行う。初回及び任期満了後の後任選出は通常選挙とし、任期満了後に選任した者の任期は適法な就任日から始まる。選挙不成立時は選挙規程の計算付表A6による。後任未選出を理由に任期を自動延長しない。

会員代表の欠員又は確認された職務不能時は、選挙済みで任期内に適法に在任する代行者が職務と一票を代行する。代行は、後任代表の就任、代表の職務復帰、代行者自身の任期満了、退任又は代行資格の喪失のうち該当する最も早い時に終了し、代表へ自動的に繰り上がるものではない。開始・終了、根拠、職務範囲及び利益相反を記録し、第147条から第151条までの手続を守る。議案ごとの除斥による代行も第151条に従う。双方が欠員又は代行不能の間は他の役職に会員代表の票を付与せず、第149条の定足数を引き下げない。

第140条　式部局長・式部局次長の会員選挙と資格

式部局長及び式部局次長は、投票資格会員の直接・秘密選挙で別枠に選ぶ。任期は三年、連続二期までとし、非議員でなければならない。候補者は一般会員又は特別会員として六か月以上在籍し、投票資格、兼任禁止及び所定の資格確認を満たす。

第141条　式部局候補者の資格確認と選挙運動

候補者は正本管理、文書保存、情報管理、法令順守、利益相反、会議運営及び議事録作成の研修・試験を修了し、三年間の運営計画を示す。選挙運動は同等の公式機会で行い、名簿の目的外利用、利益供与、威圧、虚偽、人格攻撃及び党機関の組織推薦を禁じる。

第142条　式部局長の職務・議長・非議決

式部局長は党内式部局を統括し、正本、議事録、版、台帳、変更及び引継ぎを管理する。会長・党七役会議を招集して議長を務め、議決権及び同数時の決裁票を持たない。権限、定足数、議決、資料提出、期限及び記録の整合を確認し、不備と未提出を権限ある機関へ報告する。政策の優劣を裁定せず、拒否権、懲戒権又は他部門への行政的指揮命令権を持たない。記録確認の未了を理由として適法な決定を独自に無効化せず、争いは本規約の審査・異議手続へ付す。党内式部局は、基本文章が将来構想する国家機関としての式部省とは権限、構成及び任期を異にする。

第143条　式部局選挙の行き詰まり・欠員・代行

式部局長又は次長の立候補者がいない時は募集期間を延長し、選挙管理委員会、監査委員会及び地方代表会議が資格を満たす者へ応募を勧めることができる。この候補者発掘は特定候補への組織的な選挙運動又は投票指示を許すものではなく、応募と辞退の自由及び候補者間の同等の公式機会を守る。一方が欠けた時は六十日以内に補欠選挙を行い、局長不在時は次長が代行する。正副不在時は監査委員長と地

方代表会議議長が共同で、利害関係のない非議員を臨時議長に指定し、選挙までの必要な記録・招集事務を代行させる。

第144条　式部局長・次長の会員リコール

通常リコールの発議に必要な連署数は、別表第三の連続算定式による。発議が成立した時は、選挙管理委員会は六十日以内に直接・秘密の会員投票を行う。投票資格会員の三分の一以上が投票し、有効投票の五分の三以上、かつ全投票資格会員の五分の一以上が解任に賛成した時に解任する。成立しなかったリコールは、新たな重大事実又は重大な事情変更がない限り、結果確定日から一年間、同一事実を理由として再び発議できない。対象者には、同じ分量の説明資料、公開説明及び反論の機会を保障し、投票の成立、賛否、地域分散及び異議申立てを記録する。

第145条　重大違反認定後の職務停止と最終解任

倫理審査委員会は、文書・議事録改ざん、故意の情報漏えい、正当な理由のない招集拒否、継続的職務不履行その他の重大違反について、根拠資料を示し本人の弁明を受けた上で、利害関係のない在任委員の五分の四以上により認定し、九十日以内の職務停止を決定できる。認定、停止の必要性、範囲及び期間の理由を分けて通知し、決定日から十四日以内に異議審査会の自動審査を受ける。

最終解任は当初の職務停止決定日から四十五日以内の会員投票で決め、投票資格会員の三分の一以上が投票し、有効投票の五分の三以上が解任に賛成した時に解任する。投票率が三分の一に届かない時は当該投票日から三十日以内に一回だけ再投票を行い、再投票では有効投票の三分の二以上、かつ全投票資格会員の五分の一以上の解任賛成を必要とする。

初回投票が成立して解任賛成が要件に届かない時、再投票で解任要件を満たさない時、又は本条の期限内に自動審査若しくは必要な投票を行わない時は、その結果確定又は期限到来から七日以内に職務停止を終了して復職させ、同一事実による再手続を一年間行わない。異議審査会が停止の根拠又は手続を否定した時は速やかに解除する。職務停止は通算百八十日を超えず、百八十日に達した時は当然に終了する。この通算上限は九十日の停止期間又は各手続期限を延長する根拠にならず、同一事実について名目を変えた停止も通算する。

死亡、辞任、会員資格喪失、兼任禁止への抵触その他の客観的失職事由は別とする。ただし、本条の解任手続を避けるため、同一の違反事実を形式上の資格喪失へ置き換えてはならない。異議審査会が具体的な情報保護上の危険を認めた場合に限り、復職後三十日以内の必要最小限のアクセス制限を付すことができる。

第146条　会長・党七役会議の目的

会長・党七役会議は、本規約の権限の範囲で実務上の最高合議機関として、採択済み方針の日常執行、年度運営、予算原案、全国選挙、主要人事、県連の指導監督、部門横断課題、危機対応及び国民への共通説明を決定・調整する。全国大会、全国理事会、地方代表会議又は独立機関に属する専管権限を代行せず、各機関の審査、確認及び議決を経るべき事項を実務執行の名目だけで確定しない。

第147条　招集・議長・構成

式部局長が会議を招集して議長となる。通常会議は毎月一回以上開く。議決権者は、会長又は代行者、前五役又は正式代行者、会員代表又は代行者とする。副会長は会長代行時を除き議決権を持たず、式部局長、次長及び臨時議長は議決権を持たない。

招集者は、原則として七日前までに、日時、参加方法、議題及び主要資料を、除斥を予定する者を含む全在任議決権者へ個別に通知し、本人確認できるオンライン参加の方法も示す。人事、解任、職務停止又は除斥の対象者には、対象事実、理由、主要資料及び弁明方法を併せて通知する。通知していない議案を当日に追加して最終決定してはならない。第61条の暫定職務停止又は第62条の追認で、七日を待つことによる回復困難な危険を監査委員会が確認した場合に限り、理由を記録して二十四時間前まで短縮できる。短縮しても本人の説明機会を失わせない。

第148条　招集期限超過時の自動代行

会長又は議決権者三人以上の適式な招集請求に対し、式部局長が七日以内に招集しない時は、八日目に式部局次長へ招集権が自動的に移る。次長は三日以内に招集する。次長も招集しない時は、監査委員長と地方代表会議議長が共同して臨時議長を指定し、三日以内に招集する。局長又は次長の欠員、当該議案からの除斥若しくは確認された職務不能がある場合は、その段階を待たず次順位へ移る。

請求から十四日目までにこの手続による招集通知が発せられない時は、十五日目から、請求者の三分の二以上の賛成で、当該議案に利害関係がなく議決権を持たない会員又は外部者を臨時議長に指定し、三日以内に招集通知を発することができる。指定者は会議運営と記録だけを担い、議決権、決裁票又は役員人事権を得ない。いずれの代行でも第147条の通知及び第149条の定足数を守り、請求、期限超過、指定、全員への通知及び異議先を記録する。会議当日の議長の不出席にも同じ順位を用い、適格な議長を確保できない場合は採決しない。

第149条　定足数・議決・同数時

会議は、適法な議長と、当該議案の在任議決権者の三分の二以上かつ四人以上の出席で成立する。会長又は会長代行者の個別の出席を成立要件としない。不出席者は在任議決権者の分母に含め、具体的な利害により適法に除斥された者だけを当該議案の分母から除く。会長が除斥された議案でも他の要件を満たせば審議できるが、不出席又は反対を理由に会長を職務不能と認定し、若しくは代行者の票を作ってはならない。

通常事項は出席議決権者の過半数、重要事項は当該議案の在任議決権者の三分の二以上で決める。この会議が決定権を持つ予算原案、主要人事、公認取消し及び重大な全党方針変更は重要事項とする。会長解任の発議及び暫定職務停止には、第61条の対象者除外及び特別多数を適用する。各議案の区分、在任者、除斥、出席、棄権及び必要賛成数を採決前に確認する。棄権は出席者の分母から除かず、必要人数の端数は切り上げる。同数時は成立させず再論事する。

無通知、通知した参加方法からの恣意的な排除又は主要資料の未提供が確認された議案は、その不備を是正して再招集する。適法に通知された者の自発的な不出席又は応答拒否は、これに当たらない。手続又は除斥の争いは、本人が異議審査会へ直接申し立てることができる。具体的な資料により回復困難な

不利益のおそれが示された時は、異議審査会が七十二時間以内に執行停止等の暫定判断を行い、原判断に関与しない者が審査する。

欠員又は除斥で定足数を満たせない時は、適法な補欠・代行者の確保又は明文で決定権を持つ機関への付議によって処理し、定足数を臨時に引き下げない。前五役等の初回・同時欠員時の任命は第 138 条の限定手続による。上位機関への付議を理由に、専管事項、本人の説明又は独立した審査を省略しない。

第 150 条　地域に重大な影響を与える議案

地域政策、地域組織財政、地域組織、地方候補者又は特定地域へ重大かつ集中的な負担を生じさせる議案では、地方代表会議及び関係県連・地域政党の代表を招請する。議案の指定又は不指定の理由、資料提供、発言、延期の申出、異議及び再審議の手続を保障する。招請を形式的な意見聴取にとどめず、示された事実、代替案、残る負担、緩和策及び採否の理由を決定記録へ対応させる。招請された代表の参加は、別に定める議決権を当然に増減させない。

第 151 条　除斥と利益相反

本人、配偶者、二親等以内の親族、同居人、雇用先、主要取引先、金銭関係又は選挙上の直接競争等の具体的利害がある者は、当該事項を申告し、審議と採決から外れる。本人の任命、解任又は暫定職務停止を決める議案では、その役の票を代行者へ移さない。それ以外の個人的利害に限る場合は、当該議案の発生前から適法に届け出られた、独立して利害のない正式代行者が当該役の一票を行使できる。対象者からの必要な事情聴取と意思決定への参加を区別し、除斥、代行及び定足数の計算を記録する。政策意見の相違又は正当な批判だけを具体的利害とみなさない。

他の構成員を除斥する申立ては、具体的な事実又は資料と対象議案を示して倫理審査委員会へ提出し、同委員会が原則として七日以内に理由を示して判断する。本人が争う除斥を、会長、議長又は多数派だけで確定しない。具体的な裏付けがない申立てだけで議決参加を奪わず、裏付けがある争いの当該議案は独立した判断まで最終採決を留保する。本人は判断通知から十四日以内に、原判断に関与しない異議審査会へ申し立てることができる。同一の事実について審査済みの申立てを反復して留保を延長しない。必要な安全確保と証拠保全は継続する。

第 152 条　議事録・正本・争いの裁定

式部局は会議後七日以内に議事録案を送り、出席者は受領から七日以内に訂正又は注記を求める。議事録には議案の版、権限、定足数、除斥、主要な根拠、代替案、賛否・棄権、少数意見、残る不利益、是正措置、責任者、期限及び再検討条件を記す。秘密投票の場合は個々の投票先を記録せず、成立要件と集計結果を保存する。

正本は会議後三十日以内に確定する。記録方法の争いは監査委員会が選ぶ利害関係のない三人の審査小委員会が受理から十四日以内に裁定し、原案、申立て、理由及び異論を保存する。未裁定の事項がある時は、その箇所と争点を注記して期限内に正本を確定し、裁定後の訂正履歴を追補する。記録の事実訂正と、採択内容自体の変更・再審議は区別し、記録審査を通じて議決内容を書き換えない。

第153条　引継ぎと年次点検

党七役の交代時は、所管、未処理、予算、契約、会員情報、公式アカウント、資料、期限、未是正事項及び異議中の案件を引継書へまとめ、前任者、後任者及び確認者を記録する。会議運用と式部局の記録手続は毎年、費用、事務負担、期限、公開、訂正及び救済の実績を点検し、地方代表会議へ報告する。式部局自身への申立て又は評価は、当該局から独立した監査・異議手続で扱う。

第154条　最終決定後の職務上の義務

役員、職員、公認候補者その他本会を代表して職務を担う者は、憲法、法令及び公職上の責任に反しない範囲で、全国大会並びに本規約に基づき適法に成立した会長・党七役会議その他権限ある機関の最終決定を誠実に実行する。大会専決事項については大会決定を優先する。

一般会員及び特別会員は、最終決定を妨害しない責任を負うが、少数意見を表明し、再検証、再議又は方針変更を提案する権利を失わない。

所属議員は、党議拘束の段階と手続に従いながら、憲法、法令、公職上の責任及び地域への重大な影響に照らし、採決前に例外承認又は再審議を求めることができる。

第155条　異論・批判・建設的提案

本会は、政策、運営、人事その他について会内で異論、批判又は改善意見を表明する権利を保障する。異論等は正式な会議、意見提出、異議申立てその他所定の手続を通じ、事実と理由を示して行うことを原則とする。誠実な異論のみを理由とする不利益取扱いを禁止し、代案を提示できないことだけで批判の権利を失わせない。決定前の反対意見は、本人の希望により少数意見として議事録に残すことができる。新たな事実、重大な未達、予見しなかった不利益又は事情変更に基づく再検討の申出には、担当機関が採否と理由を回答し、その履歴を保存する。

本会の基本理念又は最終決定と根本的に相いれない場合も、会内外で事実と理由を示して批判し、再検証、再議又は方針変更を求めること自体は規律の対象としない。組織としての職務を引き受け続けることが困難な者には、自由意思による退会を保障する。退会後は自らの名と責任で自由に意見を表明できる。ただし、適法な守秘義務、個人情報保護、会員情報及び正当に保護される内部資料の不正利用禁止その他退会後も存続する義務に従う。故意の虚偽又は保護情報等の不正利用によって具体的な損害を与える行為は、異論の内容ではなく手段と損害に基づいて審査する。組織への批判又は第百五十六条に基づく通報であることだけを、信用毀損、秘密漏えい又は内部資料の不正利用とみなさない。

第156条　公益通報及び違法な命令への不服従

会員、役員、所属議員、候補者及び職員は、法令違反、基本的人権の侵害、政治資金又は会計上の不正、選挙上の不正、重大な情報事故、生命・身体又は公共の安全に関わる事実について、会内の通報窓口、弁護士、行政機関、捜査機関、司法機関その他正当な機関へ、法令に従い必要最小限の通報、相談又は申告を行うことができる。

違法な命令、人の尊厳若しくは基本的人権を侵害する命令又は不正の隠蔽を求める命令に従う義務はない。適法な公益通報、証拠保全、外部相談又は調査協力を理由とする解任、公認取消し、会員資格上の

不利益、予算上の報復その他の不利益取扱いを禁止する。本会は、公益通報者保護法による保護の適用範囲と、本規約により会員等へ広く保障する保護を区別し、法の適用対象でないことだけを理由に本規約上の保護を拒まない。調査担当者の独立性、通報者を特定する情報の保護及び報復に対する救済を確保する。

故意の虚偽、不正の利益を得る目的での秘密情報の濫用又は必要な範囲を著しく超える個人情報の公開は、独立した審査を経て保護対象外とすることができる。通報した事実を最終的に確認できなかったこと、又は誠実な通報の一部に誤りがあったことだけを理由として報復してはならない。通報の保護範囲、秘密保持、調査、是正、判断理由の通知及び救済は、本条、第七十二条、第七十七条及び第八十四条、倫理審査規程並びに異議審査規程に従う。詳細な公益通報規程を設ける場合も、それまでの保護及び救済を停止せず、法令による保護を本規約によって縮小しない。

第 157 条　党内式部局と確認資料台帳

党内式部局は、基本文章、規約、議決、政策、公約、会計、選挙、公認、監査、異議及び引継ぎの正本と履歴を管理する。公約から提案、議決、予算、執行、決算、成果、未達、訂正及び再検討までを共通の識別番号で結び、全国と地域の記録をたどれるようにする。各機関は所管する資料、未提出事項及び理由を提出し、式部局は原記録との照合と提出状況を公示する。

法令、公的資料、統計、参照 URL、確認命題、適用時点、保存先、取得日時及びハッシュは確認資料台帳へ収載する。確認できた事実、未確認、当事者の主張及び本会の判断を区分し、訂正前後、申立て及び少数意見を保存する。個人情報等の公開は第百二十八条に従い、資料の非提出又は式部局への不服申立ての有無も、内容を断定せず手続の状態として記録する。

第 10 章　規約改正・合併・解散

第 158 条　規約改正の発議

規約改正は、会長、全国理事会、総務会、地方代表会議、都道府県連又は二経路共同発議によって提案できる。改正案には、理由、根拠資料、新旧対照、関連する基本文章・別表・下位規程への影響、費用、会員及び地域の権利と負担、代替案、施行日、移行措置、担当者及び次回検証日を付す。既に進行中の選挙、審査、任期及び契約への適用を明示し、説明資料だけで既存の権限又は権利を変更しない。

第 159 条　規約改正の議決

通常の規約改正は全国大会の三分の二以上の賛成で決め、地方自治又は地域の権限へ重大な影響を与える改正は地方代表会議の三分の二以上の賛成による確認を要する。各機関の定足数、議決の分母及び除斥は第四十条、第四十五条及び第四十六条による。

基本文章の理念、統治原理及び基本的方針に当たる根本規範の改正は、全国大会及び地方代表会議のそれぞれ三分の二以上の賛成を要する。両機関の決定が一致せず第五十二条の手続へ進む時は、別表第三の「基本文章の根本規範の改正」の成立要件及び必要賛成を適用する。説明文書又は数値表の訂正を名目として、この改正手続を省略しない。

創設期の再検証で改訂案を取りまとめる手続は第百六十九条による。その提案採択と本条による規範の改正決定を区別し、決定機関、対象版及び効力発生日を記録する。

第 160 条　合併

他の政党又は政治団体との合併は、合併条件、資産・負債、契約、会員資格、組織、政策、職員、地域組織、会員情報及び文書の取扱いと移行責任者を示して審議する。全国大会及び地方代表会議のそれぞれ三分の二以上の賛成による決定と、別表第三の「党の合併・解散」の特別投票の成立要件及び必要賛成をすべて満たした時に、本会として決定する。両代表機関の議決の分母及び除斥は第四十六条による。合流に関する調査又は協議の開始を、合併の承認とみなさない。各団体又は第三者に属する財産、契約及び情報の移転は、その権限と必要な手続を別に確認する。

第 161 条　解散

本会の解散は、理由、債務、会員情報、文書、資産、職員及び地域組織への影響、残務責任者、保存・廃棄計画並びに国民への説明を示して審議する。全国大会及び地方代表会議のそれぞれ三分の二以上の賛成による決定と、別表第三の「党の合併・解散」の特別投票の成立要件及び必要賛成をすべて満たした時に、本会として決定する。両代表機関の議決の分母及び除斥は第四十六条による。解散決定後も、支払、必要な届出、監査、異議救済、証拠保全及び情報保護の残務を、担当者と期限を定めて継続する。

第 162 条　残余財産

解散時の残余財産は、法令、寄附目的及び契約に従い、債務、返金、必要な保存及び残務費用を確認した上で、全国大会が定める非営利又は公益的な主体へ帰属させる。役員、会員又は特定個人へ分配しな

い。資産台帳、処分理由、受入主体、利益相反、実行日及び監査結果を保存し、個人情報の移転を残余財産の包括的な処分に含めない。

第163条　解釈・可分性・法令変更

条文の一部が法令に適合しない又は執行不能となっても、他の条文は可能な範囲で効力を保つ。所管機関は対象、理由、適用範囲、権利への影響及び外部専門家の確認を記録し、必要最小限の暫定措置、期限、異議先及び改正手続を公示する。解釈又は誤記訂正によって、議決要件、任期、資格、処分要件、会費その他の実質的な内容を変更してはならない。規範間の抵触が解消するまで、欠缺だけを根拠として会員を不利に扱わない。

第164条　公示と施行

規約の改正、合併、解散及び重要な経過措置は、提案版、決定機関、議決の分母と賛否、議決日、施行日、移行措置、担当者及び異論を式部局が記録し、会員へ公示する。改訂日、採択日、施行日及び行政機関への提出・受理の確認状況を区別する。未採択案は改訂案として、採択済みの文書は決定記録に基づく状態として表示し、旧版と変更履歴を保存する。

第 11 章　創設期の経過措置

第 165 条　創設評議会・初代理事会

結党日から三年間を、組織形成と基本文書体系の検証を担う創設期とし、創設準備期はこれに先行する。創設メンバーで構成する創設評議会は、創設時の基本文章と規約の取りまとめ、全国組織形成、最初の全国選挙に向けた準備及び創設期の再検証を担い、構成員総数の三分の二以上の賛成によって初代理事五人を選任する。日常執行、個別人事、公認及び会計への権限は本規約の所管機関に属する。

結党日、設立の決定記録、初代理事の選任・就任日及び各経過措置の起算日は、証拠となる会議録に基づいて式部局が記録する。本章の「次期参議院議員通常選挙」は、その結党日後に最初に行われる参議院議員通常選挙をいう。文書の改訂又は名称変更によって起算日を更新しない。

創設理事の任期は、本会の結党の日から、結党後最初の参議院議員通常選挙後九十日以内に実施する最初の通常全国理事選挙で選ばれた全国理事が就任する日までとし、最長でも結党日から三年とする。創設評議会及び初代理事会の特別な執行権限は、当該選挙後九十日又は結党日から三年のいずれか早い期限を超えて存続させない。

期限までに通常選挙が完了しない時は、特別な執行権限を終了し、全国大会が選ぶ暫定執行委員会が日常事務及び通常選挙の実施に必要な事務に限って担い、九十日以内に通常選挙を行う。創設理事は自らの議決だけで任期を延長できない。初代会長を含む役員が通常統治移行後も職に就く場合は、通常の選任、任期及び解任の規定による。創設者という資格による自動続投又は任期の再起算を認めない。

第 166 条　暫定式部局長・暫定式部局次長

結党大会は、資格要件と兼任禁止に適合する非議員の創設メンバーから、暫定式部局長及び暫定式部局次長を別枠の秘密投票で選ぶ。議長、正本、議事録、選挙準備及び引継ぎに必要な職務を担い、議決権を持たない。就任日、担当、兼任・利益相反の確認及び通常選挙までの予定を記録し、暫定であることを理由に政策、公認、処分又は日常執行の権限を追加しない。

第 167 条　最初の式部局長・次長会員選挙

選挙管理委員会は結党後六十日以内に選挙基盤を整え、第百六十五条の記録に基づく結党日の翌年の応当日（応当日がないときはその月の末日）に、最初の式部局長及び式部局次長の会員選挙を投開票する。投票日の二十一日前までに告示する。候補者には第百四十条の要件を適用する。

この初回選挙では、名簿基準日は告示日の三十日前とし、第十五条の継続在籍一年の要件に限り、結党一周年の日までの期間を算入する。選挙管理委員会は、名簿基準日に他の投票資格要件を満たし、継続在籍すれば結党一周年に一年要件を満たす者を名簿案に載せ、訂正及び異議の機会を設ける。この名簿に基づく立候補及び推薦を受け付け、各所定要件を審査する。投票開始前に在籍及び資格の異動を確認し、名簿と候補資格を確定する。

予定日に実施できない時は、選挙管理委員会が理由、未了事項、必要な補完、次の実施日及び暫定職の職務範囲を公示し、監査委員会が確認する。延期しても、当該選挙の名簿基準日及び在籍期間の算定日

は動かさない。欠員・候補者不在への対応は第百四十三条による。改訂日又は準備の遅延を理由に、既に到来した期限を未到来として扱わない。

第168条　暫定役職の失効と引継ぎ

会員選挙による式部局長又は次長の就任時に対応する暫定役職は失効する。正本、議事録、台帳、選挙記録、権限、保存先、未処理事項及び期限を引継書へまとめ、監査委員会が確認する。新任者の権限付与と退任者の権限停止を同時に確認し、未処理又は紛争中の記録を消去しない。歴史的な貢献の記録と、現在の職務権限を区別する。

第169条　創設期の年次再検証と通常統治への移行

創設期は毎年一回、創設メンバー、理事会構成員、全国・地方代表者、会員代表及び独立機関が、基本文章、規約、組織、財政、情報、選挙及び統治を合同検証する。自らの誤りを省みて事実を確かめ、説明し、改め、次の担当者へ責任を渡すことを、中今と清明心の実践として位置づける。検証は信仰又は内心の評価ではなく、記録、判断理由、行為、結果及び是正によって行う。

結党一年後の正式な再検証では、全会員、全国及び地域の組織、所属議員、公認候補者、事務局、独立機関、外部専門家及び国民から少なくとも六十日間意見を受け付ける。執行部は実績、費用、事務負担、地域差、副作用、改訂案及び新旧対照を作成し、創設評議会は構成員総数の三分の二以上の賛成によって、改正手続へ付す提案を採択する。規範の改正による効力は、第百五十九条その他の所定の手続を経て生ずる。改めた事項及び改めなかった事項の理由、根拠、異論並びに未解決事項を公表する。

結党後最初の統一地方選挙を地域モデルの実証機会、結党後最初の参議院議員通常選挙を全国組織成立の節目として工程を管理する。通常全国理事選挙及び創設期の特別な執行権限の終了は第百六十五条による。創設評議会は特別な執行権限の終了後も、結党三年まで検証、記録及び引継ぎを担うが、通常の議決機関又は執行機関へ指揮命令しない。

結党三年後に第一回の総合検証を行い、その後も三年ごとに継続する。通常統治への移行が先に行われた場合も、この検証の起算日を変更しない。基本文書の理念と実際の判断、五つの歴史的使命と五つの国力、組織・会員制度、財政・情報公開、国民と地域からの信頼、副作用及び事務負担を一つの報告にまとめる。創設者又は創設理事という歴史的資格は、通常統治移行後の議決権、人事権、拒否権、公認権その他の権限を当然には生じさせない。

全国組織成立後から、その成立後に最初に行われる統一地方選挙までを地方組織育成期として工程を管理し、県連を地方統治の要として育成する。地域政党の本格稼働は、財務安全、必要人員、情報保護及び本格運用開始条件を満たした範囲で進める。選挙の予定を理由に未了の条件を完了と扱わず、既に過ぎた工程は実績、未了及び修正予定を分けて示す。

第170条　創設期における機関の段階的稼働

本規約に定める機関は、権利保障、会計監査、選挙の公正及び異議救済に必要な機能を創設時から確保した上で、投票資格会員数、認証県連数、案件数及び専従人員に応じて段階的に独立稼働させる。

投票資格会員が三百人未満かつ認証県連が十未満の期間は、監査、倫理、異議及び選挙管理の事務局を共用できる。ただし、事務局の共用と、調査・判断・不服審査の権限又は記録へのアクセスの共用を区

別する。同一案件の調査、判断及び不服審査を同一人が重ねて担当してはならず、除斥後に必要人数を確保できない場合は、第 179 条の条件付き選任、補充順位及び追加選任により外部臨時委員を確保する。事務局の共用又は小規模であることは、独立委員の選任権を執行部へ移す理由としない。

投票資格会員が三百人以上又は認証県連が十以上となった時は、監査委員会及び選挙管理委員会の事務局を執行部から独立させる。投票資格会員が千人以上又は第四十七条に定める政党要件を満たした時は、倫理審査、異議審査、選挙異議審査及び予算配分異議審査をそれぞれ独立稼働させる。基準到達日、人数の根拠、分離責任者、権限及び移管記録を示す。移行準備中も必要な独立判断と救済を停止せず、人数の減少だけを理由として既に保障した独立性を縮小しない。

式部局は毎年、機関の人員、兼任、案件数、処理期限、費用及び独立性を点検し、段階移行の必要を全国大会へ報告する。欠員又は利益相反が生じた時は年次点検を待たず補完する。縮退運転は権利制限、処分要件又は異議申立てを不利に縮小する根拠としてはならない。

創設期に各機能が権限を行使するための最低担当者数、兼任禁止、除斥後の補充、稼働期限及び公開事項は、別冊 08「権限責任マトリクス・数値規定正本」の「創設期最低稼働基準」による。必要人数を満たさない時は、機関名だけで権限を行使せず、外部専門家又は臨時委員を加えて独立性を確保する。結党後百日以内等の整備期限は、その期間中の自己監査又は救済不在を許すものではない。最初の支出、資格判断、処分又は選挙について必要な保護機能を、その行為前から確保する。

第 171 条　下位規程の同時採択と優先順位

結党大会は、本規約と同時に、選挙規程、全国大会代表選出規程、地方代表会議規程、支部組織規程、公認審査規程、倫理審査規程、異議審査規程、監査規程、会計規程、会員情報管理細則及び文書管理規程を、名称、版及び採択記録を特定して採択する。改訂時は、本規約と連動して変更を要する別表、別冊及び下位規程の新旧対照、施行日及び経過措置を同じ議案に付す。

下位規程は法令、基本文章及び本規約に反してはならない。下位規程と本規約が抵触する場合は本規約を適用し、基本文章との抵触は第百五十九条及び第百六十三条に従って処理する。未整備又は欠缺がある時は、権利制限・処分・選挙結果を不利に拡張解釈せず、独立した異議審査と必要最小限の暫定措置を確保して補完する。未採択の規程は、題名に「正本」又は「最終案」とあることだけで施行済みとは扱わない。

第12章　持続可能性・縮退・再編・実装検証

第172条　財務安全区分と月次判定

本会は、毎月末を基準として、安定収入、固定費、自由現金、資金余命、税・社会保険料・給与・債務その他の支払、会員数、継続寄附者数及び独立機関の最低人数を確認する。会計責任者は翌月十営業日以内に資料を更新し、監査委員会の確認を受け、式部局へ判定、根拠資料、担当者及び次回確認日を提出する。重大な支払危険又は人員不足を把握した時は月次締めを待たない。

判定は休止・再編、縮退、注意、平常の順に行い、複数条件に該当する時は最も重い区分を適用する。計算式と閾値は別冊08を数値正本とし、使用した財務モデルの版を記録する。実績、予測、使途の限定された資金及び調達予定を分け、未入金の寄附見込みを現金として扱わない。必要資料を確認できない場合は、その不足と期限を公示し、平常の要件が確認済みであるとは判定しない。

第173条　注意状態

休止・再編状態及び縮退状態に該当せず、かつ、平常状態の全要件を満たさない時は注意状態とする。収支率が二か月連続して一・〇を下回ること、自由現金が固定費九か月分を下回ること、未収若しくは解約が計画を上回ること、寄附集中度その他の下振れが生じることのいずれかを把握した時は、直ちに該当区分を再判定する。新規の長期固定契約と常勤採用を原則として抑制し、月次資金計画、未収、解約、寄附集中度、削減可能費用及び例外の理由を会長・党七役会議、監査委員会及び地方代表会議へ報告する。

第174条　縮退状態

休止・再編状態に該当せず、次のいずれかに該当する時は縮退状態とする。第一に、収支率が三か月連続して〇・八を下回った時。第二に、自由現金が固定費六か月分を下回った時。第三に、監査・倫理・異議審査その他の最低人数を三十日以上確保できない時である。新規支部の設置、新規常勤採用、公認数の拡大及び新たな大型事業を停止し、三十日以内に固定費を原則二十パーセント以上削減する計画を作成する。計画は削減対象、効果が生じる月、必要費用、担当者及び影響を示す。法令順守、会計、情報安全、公益通報、監査及び異議救済に必要な機能を先に削減してはならない。

第175条　休止・再編状態

次のいずれかに該当する時は休止・再編状態とする。第一に、自由現金が固定費三か月分を下回った時。第二に、給与、税、社会保険料、返金、債務その他の支払に現実の危険が生じた時。第三に、独立機関の最低人数を六十日以上回復できない時。第四に、三十六か月財務計画の現金残高が負となり、同月までに承認済みの追加資金調達又は費用削減によって解消できない時である。対策の承認と実行を区別し、入金日、削減開始月及び実行可能性の根拠を確認する。新規債務、新規公認、会員情報の一括出力及び回復困難な資産処分を停止し、三十日以内に臨時全国大会を招集する。生命・身体の安全、法令上の期限、必要な支払、証拠保全及び会員情報の保護に必要な措置は、根拠、担当者、金額及び期限を記録して継続する。

第176条　選挙敗北後の強制再承認

国政又は主要地方選挙において、事前得票目標の五十パーセント未満、候補者の過半数が供託金返還基準へ未達、選挙支出が承認予算を十五パーセント以上超過、選挙後の自由現金が固定費六か月未満、又は会員若しくは継続寄附者が六か月で二十パーセント以上減少した時は、組織存続、執行体制、公認方針、固定費及び次の選挙計画について再承認を受けなければならない。対象選挙、得票目標、予算、比較対象及び比較期間は、公認決定又は選挙計画承認の早い日までに記録し、結果に合わせて変更しない。

選挙終了時に確認できる基準については選挙終了後九十日以内に再承認する。六か月の減少等、選挙終了後に初めて判定できる基準については、月次確認で該当を確認した日から九十日以内とし、その起算日と理由を記録する。確認又は報告の遅延によって再承認を免れない。複数の選挙が連続する場合も再承認を省略して公認又は支出を拡大しない。重大敗北の判定、個別の責任確認及び全国大会の秘密投票による執行体制の信任確認は、別冊08及び別冊10による。

第177条　存続・縮退・休止・合流・解散の選択

前二条の審議では、全国政党として修正継続する案、地域政党・県連中心へ縮退する案、一定期間候補者擁立を休止する案、他党若しくは政治団体との合流を協議する案又は解散する案を、資産、債務、職員、候補者、地域組織、会員情報、残務費用及び国民への説明とともに比較する。各案の利益と負担、負担を受ける者、代替案、移行支援、期限及び再検証を示す。選択は全国大会が行い、地方自治と資産処分へ重大な影響がある時は地方代表会議の特別多数を要する。合併又は解散の最終決定は第百六十条又は第百六十一条によるものとし、本条の再編判断又は協議開始でその要件を省略しない。

第178条　通常運営への復帰

縮退又は休止・再編状態から通常運営へ復帰するには、収支率一・一以上を三か月継続し、自由現金を固定費九か月分以上確保し、未払債務を解消し、独立機関の最低人数を回復し、外部専門家又は監査委員会が重大な未是正事項がないことを確認し、全国大会又はその委任を受けた機関の承認を得る。復帰の根拠、確認期間、未了事項の有無、反対意見及び再点検日を記録する。第百八十四条の本格運用開始条件が未了である場合は、財務状態の改善だけでその制限を解除しない。

第179条　外部専門家の暫定選任

創設期には、法務・選挙、会計・政治資金、情報安全・個人情報の各分野について、少なくとも一人の主担当及びこれと別人の予備担当を暫定外部担当者として確保する。候補者は七日以上の公開募集又は会員・県連・職能団体からの推薦によって募り、全国大会が第85条の資格確認及び出席議決権者の三分の二以上の承認によって選任する。氏名、資格、所属、任期、報酬、承諾日、利益相反、守秘義務、連絡経路及び担当範囲を選任票へ記録する。候補者の記載だけで選任済みとせず、本人の承諾を要する。助言又は事実確認だけの担当者と、独立機関の判断に参加する委員を区別し、後者の議決権は第85条の選任又は本条の明示した初回手続によってのみ生じる。

最初の全国大会より前に限り、創設評議会は、構成員総数の三分の二以上の賛成により、当該大会及び初回代表選挙のための外部手続委員三人以上と、その管理・原判断に関与しない外部異議担当三人以上を、本人の承諾を得て別に選任する。創設評議会は、資格・経歴の原資料、利益相反申告及び募集・推

薦記録の照合に責任を負い、候補者一覧と根拠を全会員へ選任の七日前までに通知する。委員候補者本人は自己の選任議決に加わらない。規約採択前に実施する場合は、創設評議会が本項を準備手続として採用した日と議決を記録し、規約全体の採択と区別する。

初回外部手続委員の権限は、別冊17及び別冊18による初回の名簿・投票資格・選挙・資格確認と記録に限り、外部異議担当はその手続への異議だけを扱う。創設評議会が起案する初回の全国大会・地方代表の配分案については、人数、計算、上限及び期限の独立した事前監査確認を行い、配分の政治判断又は自己起案の自己監査をしない。この限定確認は正式な監査委員会の就任後に資料を引き継いで再点検する。案件判断は各三人以上かつ各在任者の三分の二以上の出席、出席者の過半数による。候補者、推薦責任者、選挙運動責任者及び当事者と密接な関係を持つ者は担当しない。

初回手続の各機能は、正規委員の就任時に直ちに引き継ぐ。初回外部手続委員及び外部異議担当の共通の終了期限は、初回大会の閉会又は最初の初回外部手続委員の選任日から通算九十日のいずれか早い日とする。欠員又は除斥には創設評議会が同じ公開手続及び構成員総数の三分の二以上で別人を補充するが、補充、担当の交代、再選任、名簿名の変更又は大会継続によって起算日を更新しない。候補不足の場合は判明から七日以内に募集又は推薦依頼を始め、十四日以内に補充状況と停止中の手続を公示する。必要人数を得るまでは当該判断を停止し、受付・証拠保全・安全確保を続ける。政策採否、役員の単独任免、処分、公認又は一般執行の権限は持たない。

通常の外部委員及び予備委員は、第85条に従って全国大会が候補者ごとに三分の二以上で選任する。予備委員については、機関・分野、補充順位、欠員又は除斥という就任条件、任期及び本人の条件付き承諾をあらかじめ議決する。案件ごとに、第一に当該機関の非除斥の予備委員、第二に当該機関について選任済みの外部予備委員を、各名簿の承認順位で充てる。同一人の別機関への選任自体は妨げないが、同一案件の調査、原判断及び不服審査を兼ねない。式部局長、欠員又は除斥時は次長が、発生から三日以内に非関与・承諾と順位を確認して就任を通知する。両者が担当できない時は、地方代表会議議長が同じ通知事務を行い、候補者又は順位を独自に変更しない。

案件別の臨時就任は、案件終結、正規の補充委員の就任、次の全国大会閉会又は就任から九十日の最も早い時までとし、同じ案件で反復して上限を迂回しない。予備名簿自体の有効期間は全国大会の選任から三年を上限とする。全国大会は、継続が必要な機能について期限内に正規の選任を行う。通知事務の遅延又は妨害には本人又は申立人が異議審査会へ直接申し立てることができ、原判断に関与しない者が七日以内に判断する。

名簿全員の除斥、辞退又は不足により補充できない時は、式部局長、担当不能時は次長、それも不能時は地方代表会議議長が、七日以内に追加募集又は推薦依頼を始め、十四日以内に候補と資格確認の状況を公示する。会長又は全国理事会は不足確認から四十五日以内の全国大会を招集し、候補者ごとに第85条の三分の二以上で補充選任する。十四日以内に招集通知が発せられない時は、第41条の代行招集者が引き継ぐ。候補者不足を期限内の選任完了と扱わず、未了の責任者、次回報告日及び停止中の権限を公示する。

選挙管理委員会自身又はその関係者の資格確認、若しくは全員除斥等で同委員会が確認できない場合は、前項の事務担当者が、候補者の分野に応じ二以上の職能団体又は専門職団体へ推薦を依頼する。推薦者のうち候補者及び執行部と利害関係のない者から、公開抽選で二人の資格確認担当者を選ぶ。担当者は資格証明、経歴、承諾及び利害申告の事実を確認して選任権者へ報告し、役員の任命又は案件の本案判

断は行わない。推薦不足の時は募集を継続し、資格未確認を省略して選任しない。初回外部手続委員が適法に在任している間は、その独立した資格確認を用いることができる。

現職の会長、党七役、職員、公認候補者又はそれらと密接な雇用・金銭・親族関係を持つ者を、当該案件の独立委員に選任しない。本規約に基づく公開された相当の委員報酬だけをもって、密接な金銭関係とは扱わない。資格確認担当者及び臨時委員も自己又は関係者の案件を扱わず、利害の申立てには原判断に関与しない異議担当又は異議審査会が判断する。

必要人数又は独立性を確保できない間は、当該分野の除名、公認取消し、重大な資産移動、会員情報の一括出力及び重大な争いがある選挙結果の最終確定を停止する。必要な補充を得られない状態を、審査なしに不利益判断を確定する理由としない。申立受付、証拠保全、安全確保、既存の保護措置の維持及び法令上不可避な措置は続け、担当者、範囲、理由及び期限を記録する。委員の選任・補充に関する異議は通知又は公示を知った日から十四日以内に原判断に関与しない異議審査会へ申し立てることができ、初回は本条の外部異議担当が扱う。同担当又は異議審査会にも必要人数がない時は、同じ補充順位及び追加選任によって別人を確保し、その間も申立期限を保全する。

第180条　権力集中試験及び縮退運転試験

初代理事の確定後、本会は、実担当者と実時刻を用い、会長が人事、公認、予算、情報非公開、緊急措置、会議招集及び異議審査人事へ同時に影響しようとする権力集中試験を行う。三つ以上の領域で会長単独又は実質的に従属する者だけによって決定できる場合は不合格とし、除斥、共同承認、招集自動代行又は外部審査を追加する。三領域未満でも、法令、本規約又は独立性の必須条件に違反する項目を合格として扱わない。

あわせて、会員十人、三十人、百人、県連一、地域政党二の条件で、会計、情報、監査、倫理、異議、公認及び選挙管理を模擬する。想定人数と実参加者数を区別し、机上試験、実担当者による演習及び実際の案件処理をそれぞれ記録する。受付、初動、除斥、外部連絡、決定、異議、記録及び報告期限のいずれかに実担当者不在又は期限超過があれば、実運用合格としない。不合格項目は責任者、是正期限及び再試験結果を記録し、想定上の成功を実測の完了と表示しない。

第181条　本人・国籍確認の代替と事故対応

第八十八条の本人・国籍確認は、各資料によって証明できる事項を区分し、取得情報の最小化、合理的な代替確認、閲覧者の限定及び結果だけの伝達を原則とする。原本及び原データは確認後速やかに返却・消去し、別表第一の期限を上限とする。法令、係争又は事故対応のために必要な証拠を保全する場合は、範囲、理由、権限、保存期限及び解除条件を個別に記録して別管理とする。保全を名目に、親族その他の不要情報を公認又は政治的評価へ流用しない。

漏えい、誤送付、過剰取得、無権限閲覧又は政治的評価への流用が疑われる時は、アクセス停止、証拠保全、影響範囲の確認、外部専門家への報告、必要な本人通知及び関係機関対応を行う。重大事故の本人への初期通知は、本会が事故又はその合理的な疑いを把握した時から原則七十二時間以内、本報告は同じ起点から原則三十日以内とする。期限内に調査が終わらない場合も、確認済みの事実、未確認事項、保護措置及び次回報告日を通知し、遅延の理由を記録する。

前項の期限は本会の内部管理上の義務とし、適用される法令上の報告・通知義務、対象及び期限は外部専門家と別途確認する。法令の適用範囲にかかわらず、本会が規約で定める保護、説明及び救済の責任を免れない。

第182条　最初の四年間の重点政策

本会は、五つの歴史的使命と当面の国民生活を結ぶため、最初の四年間の短期重点政策を別冊12に定め、結党後百日、第一年、第二年、第三年及び第四年の成果を公約実現台帳で管理する。結党を起点とする工程は改訂日に起算し直さず、実績、未了及び修正予定を分けて示す。党が公権力を有しない期間の調査、地域実証、白書、法案・条例案及び候補者育成と、公職又は政権を得た後の制度実施を区分する。

個別の制度案では、本会が責任者を定めて制度設計に着手した日を別に記録する。その日から九十日以内に目的、対象、指標の定義案及び資料の不足を、外部専門家の検証を経て百八十日以内に算定条件、基準値、代替案、費用及び権利や暮らしへの影響を公表し、その年度内に本会の権限と予算で行える試行の可否を決める。未測定の値を実績とせず、不足資料、追加調査及び次の判断日を示す。国又は自治体の制度として実施する部分は、必要な権限、法令及び議会の議決を別に確認する。

第183条　三十六か月財務・会員成長計画

本会は、三十六か月の月次財務・会員成長計画を毎月更新する。一般会員、特別会員、継続寄附者の新規、解約、休止、未収及び復帰、会費・寄附収入、固定費、変動費、事業別収支、月末現金、資金余命及び危機区分を、実績と予測に分けて記録する。計画には、最初の危機月、計算済み期間の最低現金残高と最大資金不足額、全計画期間の必要資金、対策後の再計算及び計算停止月を表示する。仮定による入力と実測値、未承認の対策案と承認済み対策を区分する。

現金残高が負となった後は、同月以前に承認済みの追加資金調達又は費用削減が入力されない限り、通常継続を前提とする翌月以後の計算を停止する。停止後も既存の債務、必要な支払、情報保護及び残務費用は別に把握し、計算停止によって義務が消えたものと扱わない。承認済み対策は決定記録、実行予定日、金額及び実行可能性の根拠を付し、実績への振替えは入金又は支出削減を確認した後に行う。入力仮定、算定式、責任者、更新日及び下振れ条件を示し、計画未達を隠すために将来会員数又は寄附額を恣意的に上方修正してはならない。

通常継続を前提とする計算が停止した場合も、必要資金の見積りのため、同じ収入・費用仮定による全三十六か月の参考計算を別に保存する。各月の月初・月末残高、追加資金の投入時期、費用削減の開始時期及び最も不足する月を示す。この参考計算は、負の現金残高での支出又は活動継続を承認するものではない。月内の支払時期、未払債務、準備金、独立機関の最低人数及び危機区分の条件は別に確認する。未承認案を運用予算又は実績へ自動反映しない。

第184条　本格運用開始条件

初代理事の選任・就任が確定した後、本会は次の四条件を進め、責任者、期限、予算及び証拠を別冊27で管理する。第一に、法務・選挙、会計・政治資金、情報安全・個人情報の外部主担当及び予備担当を実名で選任する。第二に、会員十人、三十人及び百人規模を想定し、実担当者と実時刻による演習を行

う。第三に、開始前に観測期間と集計方法を定め、少なくとも数か月の会員獲得率、解約率、寄附継続率及び獲得単価の実績を得る。第四に、最初の四年間の政策を法案又は条例案、対象、金額、財源、責任者、反対論、副作用、評価指標及び縮小・撤回条件まで確定する。

各条件の責任者が証拠を提出し、監査委員会の確認及び関係外部専門家の意見を付して初代理事会が条件ごとの完了を決定する。四条件がすべて完了した後、全国大会又は本規約に基づき明示的な委任を受けた機関が、本格運用の対象、開始日及び残る制約を承認する。下位規程の二条件等の確認だけで、四条件全体の完了又は開始承認を代替しない。

四条件が整うまで、候補者公認、除名、会員情報の本格利用及び全国的な資金募集を本格運用へ移さない。候補予定者研修、公開討議、資料作成、専門家募集、システム試験及び法令上必要な準備・保全は行うことができる。第三条件の実測に必要な限定的な入会受付、会費徴収及び個別の支援受付は、関係する外部担当と演習による安全確認を終えた上で、初代理事会が目的、対象、期間、規模、予算、二者承認、情報保護及び停止条件を事前承認した範囲で行う。全国的な募集又は正式公認へ拡張しない。

未着手、進行中、未了、確認済み及び開始承認済みを区別し、未了の条件、影響、暫定措置、次の期限及び責任者を示す。改訂又は台帳の作成だけで、選任、実地演習、実績の取得、政策審査若しくは本格運用開始が完了したと表示してはならない。

別表第一　会員・公認・財政・情報終了・評価の数値基準

コード	項目	基準	根拠条文
MEM-01	賛同会員会費	0円（会費を求めない）	第10条
MEM-02	一般会員会費	月額1,000円／12か月分12,000円	第19条
MEM-03	特別会員会費	月額2,500円／12か月分30,000円	第19条
VOTE-01	投票資格の継続在籍期間	一般・特別会員として1年。第15条の初回特例は3か月	第15条
VOTE-02	全国投票の基準日	告示日の30日前。初回式部選挙の在籍期間は結党一周年まで算入	第15条
VOTE-03	基礎研修の提供	入会から60日以内	第15条
VOTE-04	地域投票の待機期間	地域所属登録から90日	第16条
BUD-01	予算配分異議の申立て	通知から14日以内	第35条・第75条
BUD-02	予算配分異議の判断	受理から30日以内	第35条・第75条
KOS-01	戸籍証明の発行日	公認申請日前3か月以内	第88条
KOS-02	確認者	独立した資格確認担当2人	第88条
KOS-03	窓口提出原本の返却	確認当日（証拠保全等の例外は第88条による）	第88条
KOS-04	郵送原本の返送	確認後5営業日以内（上限。確認後速やかに返送）	第88条

コード	項目	基準	根拠条文
KOS-05	電子証明原データの削除	必要な確認後速やかに削除し、遅くとも公認の最終判断後5営業日以内。証拠保全等は第88条による。	第88条
KOS-06	確認記録の保存	最終判断から5年	第88条
FIN-01	供託金支援基準	法定供託金相当額の100%	第92条
FIN-02	通常活動費の上限	法定供託金相当額の50%	第93条
FIN-03	特別活動費の上限	法定供託金相当額の100%まで。全国理事会3分の2以上の承認	第93条
FIN-04	選挙準備金	承認済み供託金・活動費の100%＋予備費10%	第94条
FIN-05	選挙後運転資金	通常経費6か月分を別枠で確保	第94条
OFF-01	電子情報の削除	利用権終了から24時間以内	第107条
OFF-02	紙・端末・外部媒体の返却	利用権終了から3営業日以内	第107条
OFF-03	完了確認書	利用権終了から7日以内	第107条
PEN-01	再公認停止	最長5年	第111条
EVAL-01	年次評価	年1回・100点満点	第101条
EVAL-02	評価区分	A 80〜100／B 65〜79／C 50〜64／D 0〜49	第102条
EVAL-03	C評価の改善計画	通知から90日以内	第102条
SEC-TECH	技術数値	認証、端末、更新、ログ、バックアップ、事故対応の仕様は、会員情報管理細則第13条に基づく承認済み技術基準に定める	第109条
FUND-01	企業・団体献金	0円（受領禁止）	第118条
FUND-02	外国関係資金	0円（法令及び規約により受領禁止）	第123条
FUND-03	政治資金パーティー収入	0円（開催及び対価収入を禁止）	第119条
FUND-04	クラウドファンディング	日本国民個人に限定。本部一元管理、事前公開、収支・成果公開、監査	第120条〜第124条
FUND-05	基本財源・迂回規制	会費・日本国民個人寄附・公的助成・適正事業収入。実質資金源と最終負担者で判断	第19条・第32条・第123条

納付案内例（2026年12月1日以降）　会費ペイの定額利用料が税込165円の場合、月払いの請求総額は一般会員1,165円、特別会員2,665円となる。年払いは上表の十二か月分と、振込時に金融機関が定める手数料を負担する。

組織形成評価の配点

評価領域	配点	確認する内容
会員基盤の純増	20点	事前に示した目標比、人口・選挙人規模、地域的な広がり及び活動条件で補正。不適切な獲得を算入しない。
継続率・活動参加	20点	継続率、学習会、地域活動、選挙活動、休眠会員の再参加
政策対話・地域活動	20点	住民相談、報告会、地域調査、政策提案、異なる立場からの意見、残る不利益及びその後の対応
人材育成	15点	県連・地域政党役員、政策人材、次の候補予定者、会計・広報・情報管理の担い手
報告・会計・情報管理	15点	期限内報告、会計、利益相反、名簿管理、事故・是正
選挙・活動結果と公開検証	10点	得票、活動目標、選挙総括、未達理由、改善、国民への説明
判定：A＝80〜100点、B＝65〜79点、C＝50〜64点、D＝0〜49点。Cは90日以内に改善計画を提出し、Dは次回公認と支援条件の再審査対象とします。		

別表第二　候補者公認審査基準

公認は、党名を使う許可ではありません。国民と地域へ責任を負える人かを同じ基準で確かめ、足りない力を学び直して再び挑戦できる育成の過程として行います。

審査項目	確認すること
理念・政策理解	基本文章の前文、基本綱領、五つの歴史的使命、中今・清明心と縦横のつながり及び主要政策を、自分の言葉で説明できるか。
立憲公徳民主主義	国民主権、基本的人権、立憲、公徳、忠恕、中和、公準、論事、式部機能及び国と地方の役割を事例で判断できるか。党内式部局と将来の国家機関としての式部省を区別できるか。
政策論文・口頭審査	事実、権限、財源、工程、最も強い反対論、残る不利益、緩和・救済、代替案及び修正・撤回条件を自らまとめ、質疑へ答えられるか。
面談	経歴、志、倫理、資金管理、職務と生活の調整、過去の言動及び地域との関係を誠実に説明できるか。家族の思想、信仰又は不要な個人情報を評価しない。
演説	理念と政策を平易に語り、質問へ正面から答え、分からないことを分からないと言えるか。
ファシリテーション	賛成、反対、留保を整理し、発言の少ない人からも声を受け取り、事実・価値判断・残る不利益を分けて争点と再検討条件を明らかにできるか。
九十分勉強会	自ら企画し、説明、進行、時間管理、質疑、異論への対応を一人で担えるか。
日常活動	支援者との関係、報告会、地域対話、SNS、個人情報管理を継続し、選挙後にも組織を残せるか。

区分	実施方法
第1日	基本文章、政策論文の構成、法令・統計・史料の確認、出典の示し方、生成AI・外部通信・持込資料の利用記録、盗用・代筆の禁止及び最終審査の方法について共通研修を行います。
実施日程	論文作成時間は合計40時間とし、①連続5日（各8時間）、②週末等の10日（各4時間）、③90日以内の20回（各2時間）のいずれかを選べます。どの日程でも、党が指定する本人確認済み会場又は監督環境、同一の持込・通信条件、原稿管理、操作記録及び審査基準を用います。最終提出原稿の自筆、45分のプレゼンテーション及び30分の質疑応答は共通です。
調査手段	パソコン、インターネット、生成AI、外部の専門家・関係者との通信、法令、統計、書籍その他の持込資料を利用できます。利用した主要なサービス、資料、助言者、質問内容及び利用目的を利用記録へ記載します。
自著自筆	自著とは、論旨、事実評価、政策判断、構成及び最終表現を本人が責任を持って確定することをいい、自筆とは最終提出原稿を本人が手書きすることをいいます。第三者による代筆、又は第三者若しくは人工知能が作成した文章を本人の検証と判断を経ずに転記することを認めません。

区分	実施方法
原稿管理	原稿用紙及び作成中の原稿は研修室から持ち出さず、各日の終了時に本部の管理責任者へ返却します。電子データを保存する場合は、党が指定する環境に限り、操作記録を残します。
最終審査	選択した論文作成日程の終了後、政策目的、事実と根拠、法的権限、財源、実施工程、最も強い反対論、残る不利益及び修正・撤回条件について 45 分間のプレゼンテーションを行い、続いて 30 分間の質疑応答を行います。論文作成の合計 40 時間と最終審査の時間は区分します。重大な疑義が残る時は、理由を記録して追加確認を一回行うことができます。
費用負担	候補者は交通費、宿泊費、食費、個人資料及び個人端末を利用する場合の費用を負担します。党は研修会場、共通通信環境、監督、原稿管理、採点、プレゼンテーション・質疑審査及び情報管理の費用を負担します。
審査の共通性	複数の日程を認めますが、総作成時間、本人性、監督、利用記録、最終提出物、プレゼンテーション、質疑及び採点基準は同一です。疾病、障害、負傷、妊娠、育児、介護、勤務その他の事情には、本人性と審査水準を保ちながら合理的な配慮を行います。

公職	共通規範・倫理	政策・制度	地域実践・信頼
国政候補者	40 点	35 点	25 点
都道府県知事・議会候補者	35 点	30 点	35 点
市町村長・議会候補者	30 点	25 点	45 点

別表第三　党内選挙・特別投票・二経路共同発議・式部局リコール基準

区分	扱い	成立要件・票価値への算入
有効投票	定足数を満たす地域議決機関が決定し、期限内に適式提出した候補者選択、順位票又は議案・信任への賛否票	算入する
正式棄権	地域議決機関が投票しないことを正式に決定	算入しない
白票	候補者又は順位を示さない投票	算入しない
議決不成立・未提出	定足数不足、決定不能又は期限内未提出	算入しない
形式不備	署名、様式その他の形式に不備がある投票	一回の補正後も不備が残れば算入しない

対象	会員側の成立要件	都道府県連側の成立要件	必要な賛成
通常の特別投票	投票資格会員の三分の一以上	認証都道府県連の過半数	総得票価値の過半数。ただし本規約が当該案件により厳格な要件を定める場合はその要件
基本文章の根本規範の改正	投票資格会員の三分の一以上	認証都道府県連の過半数	総得票価値の三分の二以上
会長解任（直接信任期の最終会員投票）	投票資格会員の三分の一以上	適用しない（最終段階は会員のみの投票）	有効投票の五分の三以上、かつ全投票資格会員の五分の一以上の解任賛成
党の合併・解散	投票資格会員の二分の一以上	認証都道府県連の三分の二以上	総票価の四分の三以上。別に全国大会及び地方代表会議の各三分の二以上の賛成を要する（第160・161条）

二経路共同発議	投票資格会員（通常基準。小規模補正は第79条）	都道府県連（通常基準。小規模補正は第79条）	地方代表会議（通常基準。小規模補正は第79条）	所属議員（通常基準。小規模補正は第79条）
全国公開説明	20%以上・30人以上	40%以上・2県連以上	50%以上・5人以上	40%以上・3人以上
政策調査会への正式付議	25%以上・50人以上	50%以上・3県連以上	60%以上・6人以上	45%以上・3人以上
特別監査	25%以上・50人以上	50%以上・3県連以上	60%以上・6人以上	50%以上・3人以上

二経路共同発議	投票資格会員（通常基準。小規模補正は第79条）	都道府県連（通常基準。小規模補正は第79条）	地方代表会議（通常基準。小規模補正は第79条）	所属議員（通常基準。小規模補正は第79条）
全国大会への議案提出	30%以上・100人以上	60%以上・4県連以上	3分の2以上・8人以上	60%以上・4人以上
重要決定の再議	35%以上・150人以上	3分の2以上・5県連以上	4分の3以上・10人以上	3分の2以上・5人以上
臨時全国大会の招集	40%以上・200人以上	4分の3以上・5県連以上	5分の4以上・12人以上	70%以上・5人以上

二経路共同発議	発議に賛同する投票資格会員が存在する会員所在区域
全国公開説明	3分の1以上
正式付議及び特別監査	5分の2以上
全国大会への議案提出	2分の1以上
再議	5分の3以上
臨時全国大会	3分の2以上

二経路共同発議	投票資格会員（通常基準。小規模補正は第79条）	設計の考え方
全国公開説明	20%・30人以上	党全体の2割が共有する重大な問いを、全国的な説明事項とする
正式付議	25%・50人以上	会員の4分の1が支持する政策を、政策調査会の正式議題とする
特別監査	25%・50人以上	会員の4分の1が共有する具体的な疑義を、独立監査の入口へ送る
全国大会議案	30%・100人以上	会員の3割が支持する議案を、最高議決機関へ送る
再議	35%・150人以上	一度決めた重要事項を開くため、広い賛同と客観的事由を求める
臨時全国大会	40%・200人以上	通常日程を変更するため、党全体に広がる緊急性を求める

式部局長・式部局次長リコールの発議数

通常リコールの基礎人数Nは、直近三か月の各月末投票資格会員数の算術平均を小数点以下切上げした整数とします。結党後三か月未満は存在する月末値の平均を用います。Nが10未満の時はR=N、Nが10以上の時はR＝min（N, 10,000, ceil（max（10, 0.20×min（N, 1,000）＋0.01×max（N−1,000, 0））））です。

投票資格会員N	必要連署数R	例
1〜9	R=N	7人なら7人
10〜1,000	20%、ただし最低10人	50人なら10人、250人なら50人
1,001〜10,000	200人＋1,000人超過分の1%	2,000人なら210人、10,000人なら290人
10,001以上	200人＋1,000人超過分の1%（端数切上げ、上限10,000人）	100,000人なら1,190人、1,000,000人なら10,000人

附則

本規約の初回施行日は、結党大会で採択された日とする。改訂版は、第百五十八条及び第百五十九条の手続による採択記録に定める施行日から適用する。草案の作成日又は改訂日を、結党日、採択日、施行日、選任日又は提出・受理の日とみなさない。

創設年度の会計年度は、本会の設立の日からその年の十二月三十一日までとする。設立前に生じた収支及び本会と別に会計を行う政治団体の収支は、その主体、権限及び記録を区別して整理する。暫定役職、最初の選挙及び創設期の検証は第十一章による。

既に創設又は運用が始まっている場合は、結党日、現在の施行文書、役員の選任・任期、経過した期限、未了事項及び必要な移行措置を、根拠資料とともに採択議案へ添える。本改訂で創設期限又は既存任期を一律に再起算しない。新たな適用による既存案件の取扱いは、権利と救済を害さない移行措置として決定する。

在籍一年の要件は施行日以後に基準日が到来する選挙及び投票から適用し、第十五条に定める初回特例に従う。施行日前からの一般会員又は特別会員としての継続在籍は算入する。施行日前に基準日が到来した選挙及び投票の資格は従前の例による。

行政機関提出用の規約と本規約の名称、対象団体、条項、採択状態及び施行関係を対応表で確認する。未採択の提出用原案と本規約を、同時に施行中の規範と扱わない。提出、変更届その他の要否及び受理の有無は、実際の記録に基づき別に確認する。

数値規定正本――統治上の主要閾値

事項	成立要件	備考
会長・党七役会議の通常事項	出席議決権者の過半数	同数時は再論事。定足数は第149条：在任議決権者3分の2以上かつ4人。会長の個別出席は要件にしない。
会長・党七役会議の重要事項	当該議案の在任議決権者の3分の2以上	除斥者を分母から除く
前五役等の解任	会長発議＋対象者除斥後の在任議決権者3分の2以上	弁明・異議を保障。初回・同時欠員時の任命承認は第138条の別手続。
会長解任の発議	会長を除く在任議決権者3分の2以上	倫理審査と本人説明へ移行
会長解任の代表機関承認	地方代表会議・全国大会の各出席議決権者の3分の2以上	直接信任期は下記会員投票を追加
直接信任会長の最終解任投票	投票率3分の1以上、有効投票5分の3以上、全投票資格会員5分の1以上の賛成	三条件をすべて満たす

事項	成立要件	備考
式部局長・次長の通常リコール	投票率3分の1以上、有効投票5分の3以上、全投票資格会員5分の1以上の賛成	別表の連署式で発議。重大違反認定後の解任は第145条の別手続による。
政治資金パーティー	開催禁止・対価収入0円	実質的に同じ資金集めも禁止
クラウドファンディング	日本国民個人に限定。本部一元管理・事前公開・収支成果公開・監査	直接経費・共通管理実費のみ控除。固定割合の上納金なし
創設理事から通常統治への移行	次期参議院議員通常選挙後90日以内に最初の通常全国理事選挙	自動延長を認めない

本規約本文、他の別表又は下位規程と本表の数値が抵触する場合は、同時採択の決定記録で対象版と優先関係を特定した本表を数値正本として扱う。数値正本は法令及び基本文章に反してはならず、本表への記載だけで改正手続を省略できない。

式部局は抵触を把握した日から三十日以内に、対象、原因、採択記録との対応及び是正方法を公示する。採択された意味を変えない明白な転記・参照・表記の誤りは、根拠と新旧対照を残して訂正する。閾値、算定式、分母、任期、資格、権利、負担又は施行関係の変更を要する場合は所定の改正機関へ付し、式部局が単独で書き換えない。採択記録で優先する値を確定できない時は、対立する記載と暫定措置を示し、同じ手続で解消する。